

山梨県立中央病院本館東側増築工事

建築工事(意匠・構造)

実施設計図

J-200458-A

2021年 8月

日建設計

設 備	非常照明・誘導灯 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する
	電話設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒・脱落なし
	自火報・非常放送 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する
	その他(幹線等) A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒・脱落なし
機 械	耐震(クマ)	ケース1	ケース2
	空調設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
	給水設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
設 備	排水設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
	消火設備(自動) S	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間	部分的に破損しても、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する。
	医療ガス設備 A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒なし・脱落なし。補修を要するが、一定期間使用可能。
注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS、A、Bに準拠する。 注2)防振装置を設置した設備機器は1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3)設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
2-4 その他の建築設計条件	a. 駐車場等 1) 附属義務駐車台数 四輪車 合計 (-) 台 普通車対応 (-) 台 単いす使用者対応 (-) 台 小型車対応 (-) 台 荷さばき対応 (-) 台 自動二輪車 (-) 台 自転車 (-) 台 2) 駐車場収容空間の制限 普通車 : 長さ 6.0m × 幅 2.5m × 高さ 2.1m (HR車で2.6m) 小型車 : 長さ m × 幅 m × 高さ m 3) 一般車最大制限高さ 車路面 (+) 2.3 m (設計高さ) 車路面 (+) 2.1 m (制限バーの高さ) 車路面 (+) 2.1 m (制限サイン表示・呼称高さ) 4) 搬出入車最大制限高さ 車路面 (+) m (設計高さ) 車路面 (+) m (制限バーの高さ) 車路面 (+) m (制限サイン表示・呼称高さ) 5) 路外駐車場適用の有無 なし・あり(収容台数 台) 6) 搬入ルートの最大開口 幅 () m × 高さ () m b. 各用途の設計密度 * 事務所 () 人/m ² () 人/m ² c. テナント関連貸方基準書 なし・あり () d. 主要室の許容騒音値 あり (位置:) で dB以下) e. 関係法令、指導官庁 () (設計条件として特別なもの) () f. その他の設計条件 () (設計条件として特別なもの) ()		
3. 設計者・監理者等及び確認申請関連事項			
3-1 設計者	a. 代表となる設計者 (中村 俊一) 一級建築士 大臣登録 第 (273610) 号		

3-2 建築設備の設計に関し意見を聞いた者	a. 代表となる建築設備の設計に関し意見を聞いた者 (岸 克巳) 建築設備士 第 (1001-0987KR) 号 b. その他の建築設備の設計に関し意見を聞いた者 () 建築設備士 第 () 号
3-3 監理者	a. 代表となる工事監理者 () 一級建築士 大臣登録 第 () 号 b. その他の工事監理者 () 一級建築士 大臣登録 第 () 号
3-4 確認申請書等	a. 確認済証番号年月日 1) 建築物 番号 () 平成 () 年 月 日 2) 工作物 番号 () 平成 () 年 月 日 3) 昇降機 番号 () 平成 () 年 月 日 b. 適合判定通知書(構造計算適合性判定) 番号年月日 番号 () 平成 () 年 月 日 c. 適合判定通知書(建築物エネルギー消費性能適合性判定) 番号年月日 番号 () 平成 () 年 月 日 d. 検査済証番号年月日 1) 建築物 番号 () 平成 () 年 月 日 2) 工作物 番号 () 平成 () 年 月 日 3) 昇降機 番号 () 平成 () 年 月 日
4. 非構造部材・建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様	
4-1 非構造部材	a. 屋根資材(長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺)、特定天井、外装材、屋外に面する機壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第83~88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。 b. 外力は、次による。 1) 積載荷重は、2-2 a. 1) による。 2) 積雪荷重は、2-2 a. 2) による。 3) 風圧力は、2-2 a. 3) による。 4) 地震力は、2-3 b. による。 5) 層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。 き、錆止め塗装等の防錆処置を施したものとす。
4-2 設備機器及び同架台等	a. 建築設備(昇降機設備を除く)の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。 1) 施行令第83~88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものとする。 2) 耐震の措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。 3) 地震荷重は、2-3 b. による。 4) 風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。 5) 建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆処置を行う。 b. 屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するもの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。 1) 前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものとする。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。 2) 支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。 c. 屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。 d. 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備(給湯設備を除く)その他これらに類するもの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水櫃等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。 1) 風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。 2) 風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しても追従でき、安全上支障のない構造とする。 3) 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。 4) 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。 5) 管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。 e. 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水櫃等については、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 f. 給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5(平成25年4月1日一部改正施行)に規定する構造方法による。

案内図 S:1/2,500

計画敷地
山梨県甲府市富士見1丁目1番1号(山梨県甲府市富士見1丁目1245番地1号他20筆)

中村 俊一 一級建築士	宮坂 裕美子 一級建築士・設備設計一級建築士	日建設計	山梨県立中央病院 本館東側増築工事	② (通し番号 2)
田上 慎也 一級建築士	丹羽 浩範 一級建築士・設備設計一級建築士			
後藤 三夫 一級建築士	小上 佳子 一級建築士・設備設計一級建築士	21.08.10	工事概要書(2)	1 - 2
吉田 和彦 一級建築士	岸 克巳 意見を聞いた建築設備士			No. J-200458-A
林 秀行 一級建築士				*17.07.01改訂 仕様書委員会 作成

特記仕様書の適用		追加	[付加]	
<p>a.特記事項は、○印の付いたものを適用する。この場合※印があっても、それは適用しない。ただし、○印のない場合は、※印の付いたものを適用する。また、○印と◎印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。</p> <p>b.各章の章・節・項の番号は、公共建築協会編「民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した 工事共通仕様書 令和2年版 建築工事編」(以下、共仕という)及び国土交通省大臣官庁官庁官庁監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下、欄仕という)の当該番号に対応する。</p> <p>c.特記仕様書(以下、特仕という)のうち、構造関連の3章から7章及び26章については、別紙の「特記仕様書・建築工事(構造)編」による。</p> <p>d.章・節・項のタイトルの部分に示される注記の意味は、次による。なお、□はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、[]は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、[付加M]等のように、M又はPの文字を付された注記も、その意味はMやPを付されていない注記と変わらない。</p> <p>1) [置換]：共仕・欄仕の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換する。</p> <p>2) (b)(2)置換：共仕・欄仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。特仕本文で置換内容を示した場合は、[置換]とする場合がある。</p> <p>3) [付加]：共仕・欄仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。</p> <p>4) [付加]：共仕・欄仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。 ただし欄仕の当該号が明らかな場合は(c)付加のように表示することもある。</p> <p>5) [追補]：共仕・欄仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。</p> <p>e.特仕において、共仕又は欄仕等の項番号を引用する場合は、「共仕[○、○、○]」、「欄仕[○、○、○]」等と表記する。</p> <p>f.共仕、欄仕及び特仕において、共仕又は欄仕の項番号等を引用している場合で、引用された共仕又は欄仕の規定に対して特仕で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。</p> <p>g.特記事項に示す(表・)の(図・)の番号は、共仕又は欄仕の当該表又は図の番号を表す。</p> <p>h.特仕の[27章 シックハウス対応]の特記内容と、他の部分(建築工事(構造編)を含む)の特記内容に相違がある場合は、他の部分の特記が優先する。また、特仕27章と欄仕の各章の規定に相違がある場合は、特仕27章の規定が優先する。</p>		<p>12)「関連工事」とは、発注者の発注にかかる第三者の施工するほかの工事で、この工事と密接に関係するものをいう。ただし、この工事の発注者以外の発注によるほかの工事であっても、見積要項書で指定した工事は、関連工事として扱う。</p>		
<p>1.1.3 [付加] 別契約の関連工事</p> <p>a.工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請又は届出の種類、手続、時期等をあらかじめ調査する。</p> <p>b.施工に直接必要な官公署その他への手続は、遅滞なく行うほか、発注者等が行う手続に協力する。手続を代行する場合は、その経緯を適宜、監理者に報告する。</p> <p>c.工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種類、手続、時期、実施内容等をあらかじめ調査する。法定検査には、次を含む。 ※建築基準法に基づく中間検査及び完了検査 ※建築物省エネ法に基づく完了検査 ※消防署長の検査 ・()</p> <p>d.建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門事業者が発注者の代理者として行う。申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、当該昇降機設備工事を請け負う者の負担とする。</p> <p>e.建築基準法に基づく中間検査、完了検査及び計画変更確認申請の手続きに必要な一般図等については、監理者の指示により、1.7.2 完成図の一部として必要な時期に作成の協力を要する。</p>		<p>2) 工事関係図書</p> <p>1.2.1 [付加] 実施工程表</p> <p>a.実施工程表は、着手から完成引渡しに至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。 1)主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成、提出、承認の日程 2)官公署その他の関係機関への届出等手続の日程 3)建築主事又は民間確認検査機関、所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諸検査の日程 4)完成時の諸検査の日程 5)部分使用、部分引渡しの日程及び関係する諸検査の日程 6)出来高目標 7)関連工事の主要な工程 8)そのほか、工事の進行に關係する重要事項(受電、試験、計量の開始時期、主要な材料の見本決定等)</p> <p>b.実施工程表は、全体工程や完成後の設備工事品質に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されるものとする。 1)天井内のダクト、配管、ケーブルラック、配線の施工期間 2)屋上設備の施工期間 3)上記1)、2)の工事品質を確認するための検査期間 4)総合試運転調整の期間</p>		
<p>1.1.5 [付加] 設計図書等の取扱い</p> <p>a.設計図書等は、主要な部位、事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。</p> <p>b.受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、下請負人や製造者等の特定を経て、工程や地等を考慮のうえ、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものの処置を施す。</p> <p>c.設計図書等に示された製品名・製造者名またはこれらに類するものは設計の仕様、程度を示すものであり、製品や製造者等を特定するものではない。</p>		<p>1.2.2 [付加] 施工計画書</p> <p>a.総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応等について、本工事の固有の条件に適合した具体的な方策を定めたものとし、「提出書類作成要領」により作成する。また、監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいたものとする。</p> <p>b.工種別の施工計画書は、「提出書類作成要領」により作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者の指示するもの、品質計画に係る部分については、監理者の承認を受ける。</p> <p>c.施工要領書は、受注者等が機器・材料製造者、専門事業者等と協議のうえ、施工計画書記載の各項目の工事を実施するための詳細要領を定めたもので、監理者が指示した場合は、これを監理者に提出する。</p> <p>d.施工計画書では、当該工事における改修工事(仮移転、引越し等を含む)、施工手順、施工方法(解体、撤去を含む)、確認方法、設備の切回し、仮設電源、予測される事故とその予防策、対応策等を明確にする。</p>		
<p>1.1.6 [付加] 別契約の関連工事</p> <p>a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて休否する。これらに要する費用の負担は、この工事の見積要項書及び見積区分表(工事区分表)の記載によるほか、当該関連工事の受注者と協議し、対応する。 1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理 2)足場、運搬設備、揚重設備、工事用電力、工事用給排水等の利用 3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け 4)関連工事用の機器、材料の取込みに必要な撤出口、通路等の設置、確保</p> <p>b.施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について必要な記載を行う。</p>		<p>[付加]</p> <p>[付加]</p> <p>[付加]</p>		
<p>1.1.13 [追補] 設計変更</p> <p>a.共仕[1.1.7](2)に該当する場合、並びに発注者による工事内容の変更又は工期の変更があった場合は、設計変更とし、b、c号による。</p> <p>b.設計変更の通知を受けた場合は、請負代金額の増減を明示した請負代金額増減内訳書(以下、増減内訳書という)を監理者を通じて発注者に提出し、発注者の承認を受ける。発注者の承認を受けた増減内訳書は、監理者の確認を受け、そのうち工事の着手を行う。なお、設計変更範囲における増減調整で請負代金額が変更とならない場合も、同様に行う。</p> <p>c.設計変更の内容確定に必要な図面、書類等の作成について、協力を要する。</p>		<p>1.2,3 [付加] 施工図</p> <p>a.施工図の作成に先立ち、「提出書類作成要領」により総合図を作成し、監理者に提出する。</p> <p>b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受ける。</p> <p>c.施工図は、「提出書類作成要領」により、総合図及び基準施工図に基づいて作成する。</p> <p>d.監理者の指示する現図、型版等は、施工に先立ち適切な時期に作成し、監理者の承認を受ける。</p> <p>e.模型、モックアップ、モデルルームの作成、見本施工、先行施工は、次による。これらの実施時期の記載がない場合は、施工に先立ち適切な時期に実施するものとし、監理者と協議する。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2による材料見本に準ずる。 1)模型の作成 ※しない・する(・設計図による・) 2)モックアップの作成 ※しない・する(・設計図による・) モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所についても監理者との協議による。 3)モデルルームの作成 ※しない・する(・設計図による・) モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することをいい、原則として仕様は設計図書等による。設置場所については、発注者及び監理者との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。 4)見本施工 ※しない・する(・設計図による・) 見本施工とは、工事目的物のある部分で、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承認された施工図、施工計画書のとおりに行うことをいう。場所、仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。 5)先行施工 ※しない・する(・設計図による・) 先行施工とは、工事目的物のある部分で、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様部分の着手に先立ち、承認された施工図、施工計画書のとおりに行うことをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。</p>		
<p>1.1.14 [追補] 作業、材料</p> <p>a.本工事を完成させるために必要な工事及び費用は、工事請負契約に含まれる。 1)施工、材料及び製品の検査、試験(支給材料、貨物等の検査、試験を除く)、見本等の作成、検査に要する費用 2)敷地周辺において施工計画に必要な、構築、削溝、舗装、外灯、樹木、設備類ほか各種施設等の移設と復旧 3)工事期間中の、工事に付帯する作業に関する官公署その他関係機関の手続及びその費用 4)工事用機器、材料等の取入れに必要な撤入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け</p>		<p>[付加]</p> <p>[付加]</p>		
<p>1.1.15 [追補] 監理者の承認・検査・試験等</p> <p>a.機器、材料、施工、工事についての施工図等、見本等に対する発注者、設計者及び監理者の承認は、1.1.2 a. 4) によるほか、次による。 1)承認は、受注者による品質管理及び設計図書等との適合性確認の適正さを確認するために行うものである。 2)承認は、受注者から提出された施工図等、見本等に示される範囲の内容に対してなされる。 3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた材料、製品についての施工図等、見本等に対する承認は、その外観や受注者から提出される書面による情報に基づいてなされる。</p> <p>b.機器、材料、施工、工事に対する発注者、設計者及び監理者の検査、試験、確認は、共仕[1.1.2](f) によるほか、次による。 1)検査又は試験は、工事請負契約及び設計図書等に基づいて、受注者等による品質管理、確認、自主検査の適正さを確認するために行うものである。 2)検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録、工事写真その他の提出物の審査等の合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査は、原則として抽出により行う。 3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品に対する検査又は試験は、その外観や受注者等から提出される情報、各種記録に基づいてなされる。</p> <p>c.発注者、設計者及び監理者の承認、検査、確認は、前 a、b 号に基づいて実施するため、発注者、設計者又は監理者が承認、検査又は確認した対象範囲であっても、承認、検査、確認の対象として抽出されなかったもの又は提出されなかったものに起因する、あるいは受注者等による自主検査で見逃しなかった内容等に起因する次の事象の責は受注者等が負う。 1)材料、製品、機器及びそれらの施工が工事請負契約、工事用図書に適合しない場合 2)施工に用いられた又は工事目的物に組み込まれた材料、製品、機器の欠陥又はこれに類する原因による品質、性能、安全上の不具合がある場合</p>		<p>1.3,13 [付加] 養生</p> <p>a.既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。</p> <p>b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、発注者及び監理者に報告し、補修方法、時期について発注者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修、復旧する。</p>		
<p>1.1.16 [追補] 書類の電子情報化等</p> <p>a.発注者及び監理者に提出する書類(図面を含む)の運用は、次による。 ※「提出書類作成要領」に示すNS-CASTを利用する。詳細なシステム利用やデータ作成要領等は、監理者が提示する「NS-CASTマニュアル」による。 ・監理者の指示による。</p> <p>b.施工図や完成図を作成するために設計図面のCAD・BIMデータを利用する場合は、発注者及び設計者に申し出る。データの貸与に係る契約及び費用については、発注者及び設計者と協議する。なお、貸与された設計図面のCAD・BIMデータの著作権は、設計者に帰属し、これを目的外に利用してはならない。</p>		<p>1.3,14 [付加] 後片付け</p> <p>a.工事の完成に際し、次の事項は、1.6.1による「発注者検査」までに対応する。 1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物、樹木等は、原状に復旧する。 2)工事目的物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。</p>		
<p>1.1.17 [追補] 建物経年調査</p> <p>a.工事目的物を発注者へ引渡したのち、工事請負契約書に定める契約不適合責任期間内に、発注者及び監理者の指示に基づき工事全般について契約不適合及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特仕他章の記載によるほか、次による。 ※1年目及び2年目の2回行う ・次の時期に行う(全 回) ()年目(対象部位：) ()年目(対象部位：) ()年目(対象部位：)</p>		<p>1.3,15 [追補] 現場代理人、監理技術者等</p> <p>a.工事の着手に先立ち、建設業法に基づき現場代理人及び有資格者である主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等を選任する。 b.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の設置は、次による。 1)現場代理人 ※本工事現場に専任(常駐)とする現場代理人を置く ・他現場等との兼任を可とする現場代理人を置く 2)監理技術者(監理技術者の設置が必要な工事の場合) ※本工事現場専任の監理技術者補佐の設置により、他現場との兼任を可とする ・本工事現場に専任(常駐)とする 3)主任技術者又は監理技術者(監理技術者の設置を要しない工事の場合) ※本現場に専任かつ常駐とする ・他現場との兼任を可とする c.現場代理人は、原則として電気主任技術者もしくは一級電気工事施工管理技士の資格を有する者とする。 d.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の有する工事経験等は次による。 ※同種、同規模の工事経験を有する ・特に要しない ・次の経験を要する()</p>		
<p>1.1.18 [付加]</p> <p>11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品を総称していう。</p>		<p>1.2,4 [付加] 工事の記録</p> <p>a.検査、試験又は設計図書等に定められた確認等を行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、発注者又は監理者に提出する。 b.発注者又は監理者の検査(受注者の品質管理記録等の確認による検査を含む)又は施工、試験等への発注者又は監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して発注者又は監理者に提出する。</p>		
<p>1.1.19 [付加]</p> <p>※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 ※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。</p>		<p>中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博</p>		
<p>署工</p> <p>棟工</p> <p>監理</p> <p>施工</p>		<p>日建設計</p> <p>21.08.10</p>		
<p>山梨県立中央病院 本館東側増築工事</p>		<p>意 (通し番号 3) 1 - 3</p> <p>No. J - 200458 - A</p>		
<p>特記仕様書 建築工事編(1)</p>		<p>121.04.01 改訂 仕様書委員会 発行</p>		

・ 共仕【表1.7.1】による。 ＊「提出書類作成要領」【3章】(工事完成時に提出する書類)による。また「特記仕様書」等の記載項目は省略しない。このうち、完成図とする主要な詳細図等は、次による。 建築意匠図：○階段詳細図 ○平面詳細図 ○断面詳細図 ○展開図 ○各部詳細図(構架詳細図を含む) ○天井切図 ○天井耐震部材 ○建具表 ○建具符号図 ○外構詳細図 ○植栽図 建築構造図：○構造関連詳細図 設計図：○設計図面に準拠して作成する ＊完成図に添えて、次を提出する。 ＊防火区分図、排煙区分図 ＊各種防災設備ブロット図 ＊耐火火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写し等) ＊建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面 ＊構造積載荷重重載面図 ＊設備更新時の搬出入計画図		3)ファイル形式 4)カラーモード 5)記録媒体 6)その他 c.撮影者は、次による。 ＊ 監理者の承認する撮影者 ＊ 建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定) d.撮影時期その他の撮影条件は、次による。		3節 仮設物 2.3.1 監理者事務所、 受注者事務所等 a.監理者事務所の設置 ＊ 設けず b.監理者事務所の規模 ○10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ 35㎡程度 ・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度 ＊ ㎡程度 ・ 上記のほか会議室(受注者等と共用で可、 ㎡程度) ・ 上記のほか休憩室、男女別更衣室(㎡程度)、男女別トイレ c.監理者事務所の内装仕上りは、次の程度とする。 <table border="1"><tr><td>部位等</td><td>仕上り</td></tr><tr><td>床</td><td>ビニル床シート張り又はタイルカーペット</td></tr><tr><td>壁</td><td>合成樹脂エマルジョンペイント塗、壁紙張り又はプリントせつこうボード</td></tr><tr><td>天井</td><td>化粧せつこうボード又はロックウール化粧吸音板</td></tr></table>		部位等	仕上り	床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット	壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗、壁紙張り又はプリントせつこうボード	天井	化粧せつこうボード又はロックウール化粧吸音板	4節 ALCパネル 8.4.2 材料 8.4.3 外壁パネル構造 8.4.4 間仕切壁パネル構造 8.4.5 屋根及び床パネル構造 a.区分、単位荷重、厚さ、幅、長さ、耐火性能及び取付構造は、次による。 <table border="1"><tr><td>区分</td><td>単位荷重・厚さ・長さ・幅等(mm)</td><td>パネルの耐火性能</td><td>取付け構造・種別</td></tr><tr><td>外壁パネル</td><td>＊設計図による</td><td></td><td>・ A種(縦壁ロックキング構造) ・ B種(横壁アンカー構造)</td></tr><tr><td>間仕切壁パネル</td><td>＊設計図による</td><td></td><td>・ C種(縦壁ロックキング構造) ・ D種(横壁アンカー構造) ・ E種(縦壁フックプレート構造)</td></tr><tr><td>屋根パネル</td><td>＊設計図による</td><td></td><td>＊ F種(敷設筋構造)</td></tr><tr><td>床パネル</td><td>＊設計図による</td><td>・1時間耐火構造 ・2時間耐火構造</td><td>＊ F種(敷設筋構造)</td></tr></table>		区分	単位荷重・厚さ・長さ・幅等(mm)	パネルの耐火性能	取付け構造・種別	外壁パネル	＊設計図による		・ A種(縦壁ロックキング構造) ・ B種(横壁アンカー構造)	間仕切壁パネル	＊設計図による		・ C種(縦壁ロックキング構造) ・ D種(横壁アンカー構造) ・ E種(縦壁フックプレート構造)	屋根パネル	＊設計図による		＊ F種(敷設筋構造)	床パネル	＊設計図による	・1時間耐火構造 ・2時間耐火構造	＊ F種(敷設筋構造)
						部位等	仕上り																												
						床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット																												
						壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗、壁紙張り又はプリントせつこうボード																												
天井	化粧せつこうボード又はロックウール化粧吸音板																																		
区分	単位荷重・厚さ・長さ・幅等(mm)	パネルの耐火性能	取付け構造・種別																																
外壁パネル	＊設計図による		・ A種(縦壁ロックキング構造) ・ B種(横壁アンカー構造)																																
間仕切壁パネル	＊設計図による		・ C種(縦壁ロックキング構造) ・ D種(横壁アンカー構造) ・ E種(縦壁フックプレート構造)																																
屋根パネル	＊設計図による		＊ F種(敷設筋構造)																																
床パネル	＊設計図による	・1時間耐火構造 ・2時間耐火構造	＊ F種(敷設筋構造)																																
【置換】 d.共仕【1.7.2(2)】に次を読み替える。 (2)完成図の様式、サイズ、体裁、提出部数等は、「提出書類作成要領」によるとともに、次による。原因及び電子媒体の各1部は設計者用とし、監理者を通じて発注者に提出する。 <table border="1"><tr><td>種類</td><td>サイズ</td><td>製本等の体裁</td><td>紙質等</td><td>部数</td><td>備考</td></tr><tr><td>原図</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>製本1</td><td>A1判</td><td>2つ折製本</td><td>普通紙</td><td>1</td><td>表紙及び背表紙にタイトル入り</td></tr><tr><td>製本2</td><td>A3判(縮小)</td><td>2つ折製本</td><td>普通紙</td><td>2</td><td>表紙及び背表紙にタイトル入り</td></tr></table>		種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考	原図	-	-	-	-	-	製本1	A1判	2つ折製本	普通紙	1	表紙及び背表紙にタイトル入り	製本2	A3判(縮小)	2つ折製本	普通紙	2	表紙及び背表紙にタイトル入り	1.7.6 追加 鍵合わせ等		a.鍵合わせ、各種計量器確認等を行う。その日程、方法は、監理者と協議のうえ決定する。発注者及び監理者の立会いについては、監理者の指示による。 b.鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理、収納して発注者に提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。 c.鍵箱の様式 必要本数を収納できる市販品程度							
		種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考																												
		原図	-	-	-	-	-																												
		製本1	A1判	2つ折製本	普通紙	1	表紙及び背表紙にタイトル入り																												
製本2	A3判(縮小)	2つ折製本	普通紙	2	表紙及び背表紙にタイトル入り																														
1.7.7 追加 部分引渡し		a.1.6.1)による「発注者検査」終了後、設計図書等に定める各種の図書類、物品又はこれに代わる目録を添えて、発注者に工事的引渡す。なお、引渡しは監理者の立会いのものとする。 b.工事的引渡の際に際して提出する予備材料、備品、工具等は、次による。		【(b)置換】 d.監理者事務所の備品等 1)監理者事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を置く。数量は、監理者の指示による。 机、いす、会議テーブル、書籍、見本棚、衣類ロッカー、ゴム長靴、雨がっぱ、安全帯、携帯灯、消火器、温度計、時計、ごみ箱、白板、給茶器、図面架、電話、カラー複合機(プリンター)、コピー、スキャナ、ファクシミリの機能を備え、A3判まで対応可能なもの、液晶プロジェクター、映写スクリーン、シュレッダー、事務用品一式 2)監理者事務所には、次のOa環境を備える。 イ、光回線2回線(プロバイダー加入を含む)を引き込むものとする。1回線は固定IPアドレスの回線(例：00n光「フレッツ光ネクスト」IP1・通信速度最大10bps、ビジネスタイプまたはファミリーキガスマート程度)(日建設計本社の専用接続：日建設計にてルーターを準備)とし、もう1回線はWi-Fi用とする。 Wi-Fi用はiPhone、iPadが接続できるWi-Fi用ルーターを受注者負担で設置する。Wi-Fi用ルーターは監理者事務所および共用会議室で接続できるものとし、同時接続端末数は(＊10端末・30端末・ 端末)以上のものとする。																															
1.7.8 追加 部分引渡し		a.部分引渡しは、1.6.1 b.)による検査を受けたのち、1.7.1)に準じて行う。		【(c)置換】 3)感染症拡大防止対策 監理者事務所感染症拡大防止対策は、受注者の現場事務所での対策に準ずるものとし監理者と協議する。 当対策に関し、監理者事務所の備品に次を追加する。 出入口への手指消毒液の設置、マスクの常備 便所や洗面等の水廻りへの、石けん、うがい薬、ペーパータオル等の設置 事務机には透明アクリル製仕切り板の設置 4)監理者事務所内の光熱水料、回収使用料、消耗品補充及び清掃費用は、受注者の負担とする。																															
1.7.9 追加 完成引渡し後の検査及び調査		a.完成引渡し後でなければならない受注者の検査等で、必要により監理者の指示する事項については、契約不適合責任期間内の監理者の指示する時期に検査、測定、調査等を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。 b.建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない設備機器の能力及び室内環境等については、完成後の性能機能検査として完成引渡し後1年以内の夏季及び冬季で気象条件等が設計条件に近い日に測定し、設計図書等に定める性能、機能、室内環境との適合性を確認する。竣工までに完成後の性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し、発注者、建物管理者及び監理者に提出して承認を受け、竣工引継ぎ書に添付する。完成後の性能機能検査実施後は測定報告書を速やかに作成し、発注者又は監理者に提出する。 c.工事的引渡の完了後、設備機器等については1年間の運転実績を測定、調査し、その結果を整理、考察のうえ、発注者、建物管理者及び監理者に報告する。本号の適用は、次による。 ＊行わない ＊次の項目について行う ・年間一次エネルギー消費量 ・年間電力消費量と内訳 ・年間ガス消費量と内訳 ・年間油消費量と内訳 ・年間給水量と内訳 ・新技術導入の効果 ・その他()																																	

9.1.4 追補 防水の保証期間		a. 防水工事は、専門工事業者による責任施工とし、保証（止水性能）に関する資料を監理者に提出する。保証期間は、完成引渡し日より次による。 防水の種類 保証期間 備考 ・ アスファルト防水 保護層有 ※10年 ・ ○ アスファルト防水 保護層無 ※10年 ・ ・ 改質アスファルトシート防水 ※10年 ・ ・ 合成高分子系ルーフィングシート防水 ※10年 ・ ・ 複合塗膜防水 ① ※10年 ・ ○ 塗膜防水 ※10年 ・5年 ・ ・ ポリマーセメント系塗膜防水 ※5年 ・ ・ ステンレス防水、チタンシート防水 ※10年 ・ ・ ケイ酸質系塗布防水 ※5年 ・ 注1)ウレタン系塗膜防水(X-1)等、2層以上の防水層を組み合わせた構成として、下地のひび割れに対する追従性及び防水性を向上させた塗膜防水。	〔(11)付加〕 a.成形伸縮目地材 ※付着層タイプ ・ アンカータイプ h.防水立上り部の保護材 1)乾式保護材 ○設計図による ・ 2)保護れんが ○設計図による ・ ・ JIS R 1250 (普通れんが及び化粧れんが)	〔付加〕 1.屋根露出防水工法・屋根露出防水断熱工法に用いる仕上塗料の種類及び使用量 1)色調 ※標準色 ・ 特注色() 2)高反射率塗料 ※適用しない ・ 適用する 3)使用量 ※製造者の仕様による	9.2.3 防水層の種類、種別及び工程	a.種別と施工箇所は、次による。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">保護層(仕上材)</th><th rowspan="2">施工箇所</th></tr><tr><th>種別</th><th>保護層(仕上材)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="15">屋外 保護防水</td><td rowspan="5">密着</td><td>・ A-1 ※コンクリート ・</td><td rowspan="15">施工箇所</td></tr><tr><td>・ A-2 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ A-3 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ AI-1 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ AI-2 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td rowspan="3">密着 断熱</td><td>・ AI-3 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ B-1 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ B-2 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td rowspan="5">絶縁</td><td>・ B-3 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ B-5 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ B-15 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ BI-1 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ BI-2 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td rowspan="5">絶縁 断熱</td><td>・ BI-3 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ BI-5 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ BI-15 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td>・ D-1 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td>・ D-2 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td rowspan="5">絶縁</td><td>・ D-3 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td>・ D-4 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td>・ D-5 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td>・ DI-1 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td>・ DI-2 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td rowspan="2">絶縁 断熱</td><td>・ DI-5 ※仕上塗料 ・</td></tr><tr><td>・ E-1 ※コンクリート ・</td></tr><tr><td rowspan="2">屋内 保護防水</td><td>密着</td><td>・ E-2 ※コンクリート ・</td></tr></tbody></table>	種別	保護層(仕上材)		施工箇所	種別	保護層(仕上材)	屋外 保護防水	密着	・ A-1 ※コンクリート ・	施工箇所	・ A-2 ※コンクリート ・	・ A-3 ※コンクリート ・	・ AI-1 ※コンクリート ・	・ AI-2 ※コンクリート ・	密着 断熱	・ AI-3 ※コンクリート ・	・ B-1 ※コンクリート ・	・ B-2 ※コンクリート ・	絶縁	・ B-3 ※コンクリート ・	・ B-5 ※コンクリート ・	・ B-15 ※コンクリート ・	・ BI-1 ※コンクリート ・	・ BI-2 ※コンクリート ・	絶縁 断熱	・ BI-3 ※コンクリート ・	・ BI-5 ※コンクリート ・	・ BI-15 ※コンクリート ・	・ D-1 ※仕上塗料 ・	・ D-2 ※仕上塗料 ・	絶縁	・ D-3 ※仕上塗料 ・	・ D-4 ※仕上塗料 ・	・ D-5 ※仕上塗料 ・	・ DI-1 ※仕上塗料 ・	・ DI-2 ※仕上塗料 ・	絶縁 断熱	・ DI-5 ※仕上塗料 ・	・ E-1 ※コンクリート ・	屋内 保護防水	密着	・ E-2 ※コンクリート ・	〔付加〕 b.屋根露出防水断熱工法に用いる脱気装置の種類と設置数量は、次による。ただし脱気口の高さはオーバーフロー管下端よりも高いレベルとする。 ・ 種類 ()数量 ()箇所 ○アスファルトルーフィング類製造者の指定による。	〔(5)(6)付加〕 d.屋根露出防水断熱工法D-5及び同断熱工法DI-5は、次による。 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th colspan="2">屋根露出防水断熱工法 D-5</th><th rowspan="2">使用量(kg/m²)</th></tr><tr><th>工程</th><th>材料・工法</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>アスファルトプライマー塗り</td><td></td><td>0,2</td></tr><tr><td>2</td><td>部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)</td><td></td><td>-</td></tr><tr><td>3</td><td>改質アスファルトルーフィングシート (露出複層防水用R種 2,0mm以上)アスファルト流し張り</td><td></td><td>1,2</td></tr><tr><td>4</td><td>仕上塗料塗り</td><td></td><td>0,3</td></tr></tbody></table> 注1)立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート（非露出複層防水用R種 1,5mm以上）の張付け（使用量1,0kg/m ² ）とする。 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th colspan="2">屋根露出防水断熱工法 DI-5</th><th rowspan="2">使用量(kg/m²)</th></tr><tr><th>工程</th><th>材料・工法</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>アスファルトプライマー塗り</td><td></td><td>0,2</td></tr><tr><td>2</td><td>アスファルトルーフィングシート アスファルト点張り</td><td></td><td>1,0</td></tr><tr><td>3</td><td>断熱材アスファルト張り</td><td></td><td>1,2</td></tr><tr><td>4</td><td>部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)</td><td></td><td>-</td></tr><tr><td>5</td><td>改質アスファルトルーフィングシート (露出複層防水用R種 2,0mm以上)アスファルト流し張り</td><td></td><td>1,2</td></tr><tr><td>6</td><td>仕上塗料塗り</td><td></td><td>-</td></tr></tbody></table> 注1)立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート（非露出複層防水用R種 1,5mm以上）の張付け（使用量1,0kg/m ² ）とする。 2.脱気装置は、二重脱気方式とする。	種別	屋根露出防水断熱工法 D-5		使用量(kg/m ²)	工程	材料・工法		1	アスファルトプライマー塗り		0,2	2	部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)		-	3	改質アスファルトルーフィングシート (露出複層防水用R種 2,0mm以上)アスファルト流し張り		1,2	4	仕上塗料塗り		0,3	種別	屋根露出防水断熱工法 DI-5		使用量(kg/m ²)	工程	材料・工法		1	アスファルトプライマー塗り		0,2	2	アスファルトルーフィングシート アスファルト点張り		1,0	3	断熱材アスファルト張り		1,2	4	部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)		-	5	改質アスファルトルーフィングシート (露出複層防水用R種 2,0mm以上)アスファルト流し張り		1,2	6	仕上塗料塗り		-	〔(3)(4)付加〕 e.高耐久アスファルト屋根保護防水工法B-15及び同断熱工法BI-15は、次による。 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th colspan="2">高耐久アスファルト屋根保護防水断熱工法 B-15</th><th rowspan="2">使用量(kg/m²)</th></tr><tr><th>工程</th><th>材料・工法</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>アスファルトプライマー塗り</td><td></td><td>0,2</td></tr><tr><td>2</td><td>部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)</td><td></td><td>-</td></tr><tr><td>3</td><td>改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り</td><td></td><td>1,2</td></tr><tr><td>4</td><td>改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り</td><td></td><td>1,2</td></tr><tr><td>5</td><td>改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り</td><td></td><td>1,2</td></tr><tr><td>6</td><td>アスファルトはけ塗り</td><td></td><td>1,0</td></tr><tr><td>7</td><td>アスファルトはけ塗り</td><td></td><td>1,0</td></tr><tr><td>8</td><td>絶縁用シート</td><td></td><td>-</td></tr><tr><td>9</td><td>保護コンクリート</td><td></td><td>-</td></tr></tbody></table> 注1)立上り部は、工程2を、改質アスファルトルーフィングシート（非露出複層防水用R種 1,5mm以上）の張付け（使用量1,0kg/m ² ）とする。 2.立上り部は、絶縁用シートを省略する。	種別	高耐久アスファルト屋根保護防水断熱工法 B-15		使用量(kg/m ²)	工程	材料・工法		1	アスファルトプライマー塗り		0,2	2	部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)		-	3	改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り		1,2	4	改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り		1,2	5	改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り		1,2	6	アスファルトはけ塗り		1,0	7	アスファルトはけ塗り		1,0	8	絶縁用シート		-	9	保護コンクリート		-	9.2.4 施工 a.防水層の下地 1)モルタル塗とする場合の適応箇所 ○設計図による ・ 2)立上り面のコンクリートの仕上げ ※コンクリート打放し仕上げR種 ・ ・ モルタル塗り b.屋根露出防水断熱工法の断熱材 1)ルーフレンドル回り及び立上り部周辺の張りじまい位置 ※設計図による ・ 〔(3)(1)付加〕 c.防水立上り部分を乾式保護材とした場合は、立上り部は水平部分600mmを含んで防水層の増張りを行う。 〔付加〕 d.パラベット等防水立上り部分のコンクリートは、底板と同時打込みとする。やむを得ず打ち継ぐ場合には、打継ぎ箇所は床スラブより100mm以上立ち上げて天端を外勾配とする。 〔付加〕 e.低臭低煙アスファルトを用いる場合は、温度管理形の溶融釜又はコンテナを使用して、溶融アスファルトの温度管理を行う。	9.2.5 保護層等の施工 a.平場の保護コンクリートの厚さ ・ 設計図による ・ ・ こて仕上げとする場合は80mm以上とし、仕上げをする場合は60mm以上 b.立上り部の保護 ・ 乾式保護材 ・ コンクリート押入（コンクリート打放し仕上げR種） ・ ろんが押入 ・ モルタル押入（屋内等） ・ 設計図による 〔(6)付加〕 c.伸縮調整目地 1)伸縮調整目地が機械基礎等に当たる場合はその周囲に設ける。 2)防水立上り保護をコンクリートにする場合は立上り部周辺の伸縮調整目地幅は30mmとし、立上り部表面仕上げから300mm内外の位置に設ける。 〔(7)置換〕 d.屋上排水溝の設置は設計図による。仕様は次により、1/200以上の水勾配を要する。 ※モルタル全周で仕上げとし、厚さは水下で40mm以上とする。また、鉄線径2,6mm、網目寸法50mmの溶接鋼を敷きこむ。 ・ 設計図による ・ 〔付加〕 e.機械基礎周り 1)やむを得ず機械基礎をアスファルト防水層の上に設置する場合は、防水層に加わる圧力が20kN/m ² を超えないように設ける。また基礎面積は最小1㎡以上とし、保護コンクリート内に鉄筋D10@200縦横の配筋を行う。 2)露出防水の場合は、露出防水用の軽歩用保護シート等で補強したうえに機械基礎を設ける。 3)機械基礎の天端の防水の適用と仕様は、次による。 〔付加〕 f.防水保護層へのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーを設ける場合は、防水層の性能に影響がない旨の施工管理資料を作成し、監理者の承認を受ける。 g.寒冷地で保護コンクリートを金こて仕上げとする場合は、凍害防止のためモルタル補修を行わない。モルタル補修を行う場合は、監理者と協議する。	〔付加〕 b.ポリウレタン系シーリング材(PU-2)、アクリルウレタン系シーリング材(AU-2)は、その上に施す仕上塗料等を汚染しないものとする。 〔付加〕 c.防火戸等の耐火、防火認定仕様用いるシーリング材は、当該認定条件を満足するものを使用する。 〔付加〕 d.打継ぎ部等種類の異なるシーリング材が接する場合は、その組合せで双方とも硬化不良、シーリング材の汚染、被着体との界面はく離等の不具合がないことが確認されたものを使用する。	9.7.3 〔(1)置換〕 a.設計図に示されないシーリング材の幅及び深さ寸法の標準は、ガラス周り目地を除き次のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>SR-2</td><td>15W×10D</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>MS-2</td><td>16W×10D</td></tr><tr><td>PS-2, PU-2</td><td>20W×12D</td></tr></table> 〔付加〕 b.シーリング材の幅及び深さ寸法は、次により、必要に応じて寸法を調整する。 ※日本建築学会「外壁接合部の水密設計及び施工に関する技術指針・同解説」シーリングジョイントの設計による目地幅の算定式 ・ 設計図による	SR-2	15W×10D		MS-2	16W×10D	PS-2, PU-2	20W×12D	9.7.4 〔(2)(イ)置換〕 a.シーリングは、二面接着を原則とし、バックアップ材、ボンドプレーカー等を適切に設け、かつ所要のシーリング寸法を確保する。ただし、動きの小さい目地(ノンワーキングジョイント)となるコンクリートの打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地(シーリングを施す化粧目地を含む)及び防水層部材のシーリングは、二面接着とする。これ以外のノンワーキングジョイントで、三面接着とする箇所は、監理者と協議を行う。 〔付加〕 b.外壁に取り付ける金物の雨掛り部は、躯体との境界部分への雨水浸入防止のため、周囲にシーリング材10×10mm程度を充填する。 〔付加〕 c.外部に面する雨掛り部の異種工事取合い部分は、設計図にシングルシーリングであることが明記されている場合を除き、すべてダブルシーリング方式又は二重の止水処理とし、外部側の止水が切れた場合でも中間層から排水される機構とする。 d.ガラスまわりシーリングのバックアップ材をEPDM-Sなどの合成ゴム製とする場合は原則としてボンドプレーカーを貼りつける。	9.7.5 シーリング材の試験 〔付加〕 a.接着性試験 ○簡易接着性試験 ・引張接着性試験 b.シーリング材と被着体の接着性及びシーリング材の打継ぎ性について、シーリング材製造者において性能確認がなされていない場合は、前 a)号によらず引張接着性試験を実施する。また、ガラス越し等接着面が直接外壁の影響を受ける場合は、すべての打継ぎシーリング材からの影響を含み、支障がないことが確認されたものとする。未確認の組合せについては、促進試験を実施して支障がないことを確認する。	8節 セメント防水 追補 9節 ステンレスシート防水・チタンシート防水 追補 10節 その他 追補 9.10.1 a.種別と施工箇所は、設計図による。 b.各種層内用いる防水材、防水材は、それぞれの層に流入、滞留する水等の条件に適したものであることを確認する。 9.10.2 a.内部周りの防水処理 1)PS、給湯室、便所、厨房等給排水設備を設ける室のコンクリートブロック積、ALCパネル、押し成形セメント板の間仕切り又は軽量鉄骨構造仕切は、コンクリートの立上り100mm程度の上に設ける。コンクリートスラブと立上りとの打継ぎ部の上室室側には、塗り幅500mm程度でウレタン系塗膜防水を施工する。 イ.適用箇所 ○設計図による ・ 2)EPSでは、コンクリート床レベルを周囲より50mm以上高くするか、周辺間仕切り下部で高さ50mm以上の防水対策を行う。	中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博 日建設計 21.08.10 山梨県立中央病院 本館東側増築工事 〔意〕 (通し番号 6) 1 - 6 No. J - 200458 - A *21.04.01 改訂 仕様委員会 発行
種別	保護層(仕上材)		施工箇所																																																																																																																																																																
	種別	保護層(仕上材)																																																																																																																																																																	
屋外 保護防水	密着	・ A-1 ※コンクリート ・	施工箇所																																																																																																																																																																
		・ A-2 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ A-3 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ AI-1 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ AI-2 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
	密着 断熱	・ AI-3 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ B-1 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ B-2 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
	絶縁	・ B-3 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ B-5 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ B-15 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ BI-1 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ BI-2 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
	絶縁 断熱	・ BI-3 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
		・ BI-5 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
・ BI-15 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																			
・ D-1 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																			
・ D-2 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																			
絶縁	・ D-3 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																		
	・ D-4 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																		
	・ D-5 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																		
	・ DI-1 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																		
	・ DI-2 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																		
絶縁 断熱	・ DI-5 ※仕上塗料 ・																																																																																																																																																																		
	・ E-1 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																		
屋内 保護防水	密着	・ E-2 ※コンクリート ・																																																																																																																																																																	
	種別	屋根露出防水断熱工法 D-5		使用量(kg/m ²)																																																																																																																																																															
工程	材料・工法																																																																																																																																																																		
1	アスファルトプライマー塗り		0,2																																																																																																																																																																
2	部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)		-																																																																																																																																																																
3	改質アスファルトルーフィングシート (露出複層防水用R種 2,0mm以上)アスファルト流し張り		1,2																																																																																																																																																																
4	仕上塗料塗り		0,3																																																																																																																																																																
種別	屋根露出防水断熱工法 DI-5		使用量(kg/m ²)																																																																																																																																																																
工程	材料・工法																																																																																																																																																																		
1	アスファルトプライマー塗り		0,2																																																																																																																																																																
2	アスファルトルーフィングシート アスファルト点張り		1,0																																																																																																																																																																
3	断熱材アスファルト張り		1,2																																																																																																																																																																
4	部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)		-																																																																																																																																																																
5	改質アスファルトルーフィングシート (露出複層防水用R種 2,0mm以上)アスファルト流し張り		1,2																																																																																																																																																																
6	仕上塗料塗り		-																																																																																																																																																																
種別	高耐久アスファルト屋根保護防水断熱工法 B-15		使用量(kg/m ²)																																																																																																																																																																
工程	材料・工法																																																																																																																																																																		
1	アスファルトプライマー塗り		0,2																																																																																																																																																																
2	部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシート張付け (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)		-																																																																																																																																																																
3	改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り		1,2																																																																																																																																																																
4	改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り		1,2																																																																																																																																																																
5	改質アスファルトルーフィングシート (非露出複層防水用R種 1,5mm以上)アスファルト流し張り		1,2																																																																																																																																																																
6	アスファルトはけ塗り		1,0																																																																																																																																																																
7	アスファルトはけ塗り		1,0																																																																																																																																																																
8	絶縁用シート		-																																																																																																																																																																
9	保護コンクリート		-																																																																																																																																																																
SR-2	15W×10D																																																																																																																																																																		
MS-2	16W×10D																																																																																																																																																																		
PS-2, PU-2	20W×12D																																																																																																																																																																		

Table with multiple columns containing technical specifications, materials, and construction details for a building project. Columns include material types (e.g., stainless steel, aluminum), surface treatments, and specific construction methods. It includes various tables for material selection and performance requirements.

Table with 2 columns: Role (e.g., 施工, 監理) and Name. It lists the construction and supervision team members.

※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

中村 俊一 一級建築士
田上 慎也 一級建築士
後藤 三夫 一級建築士
馬場 雅博
日建設計
21.08.10

山梨県立中央病院
本館東側増築工事
特記仕様書 建築工事編(6)

注意 (通し番号 8)
1 - 8
No. J-200458-A

c.ローラーウエーブの許容値は、次による。	測定方法	JIS R 3222	1)仕様 *ステンレス(SUS304)線材、線径(※1.5mm・1.0mm)、網目寸法15mm ・設計図による 2)仕上げ *黒色焼付け塗装 ・ステンレス素地 ・設計図による b.給排気ガガリの必要面積は、開口率(※30%)ガガリ通過風速3m/sとして計画風量に基づき確認する。 c.ダクトが接続されるガガリは接続時付しとし、枠裏面(室内側)に断熱処置を施す。接続枠も耐風圧性能を満足する。 d.ガガリは外部より着脱可能な取付けとし、取付けボルトナット類は、微振動により脱落しない構造とする。	3節 錆止め塗料塗り 18.3.2 [付加] a.鉄鋼面の錆止め塗料塗りの施工範囲は、7.8.2によるほか、次表による。 表18.3.5 鉄鋼面の錆止め塗料の施工範囲 部位 錆止め塗料塗り 構造体鉄鋼面 屋外(外気が流入する軒天井内等の見え隠れ部を含む) 吹付け工法による耐火被覆部 *行う *行わない 成形板、巻付け工法による耐火被覆部 *行う *行わない 建築物屋外周部の構造体(耐火被覆部含む) (指定色の適用・する *しない) 上記を除く一般部 *行う 屋外、屋内とも *行う b.垂鉛めっき鋼面錆止め塗料の種類 1)8節を除く ○A種 ・B種 2)8節の場合 ・A種 ・B種 *C種 c.下地となる塗膜と錆止め塗料の適合性及び密着性については、事前に十分確認を行う。	18.7.6 [追補] PCパネル面の耐水性塗料塗り(工場塗装) 8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-0) 18.8.2 コンクリート面、モルタル [付加]面、プラスチック面、プラスチックボード面、その他ボード面等 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り a.種別 ○A種 ・B種 b.厨房、浴室等高湿度となる室に用いる場合は、耐水耐湿性に優れたものとする。 18.8.4 鉄鋼面つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り a.種別 ○A種 ・B種 18.9.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP) 18.9.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り [付加] a.種別 ○A種 ・B種 b.合成樹脂エマルジョンペイントは、塗料中のVOC含有量1%未満のものを原則とする。 10節 合成樹脂エマルジョン顔料塗料塗り (EP-T) 11節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) 18.11.2 ウレタン樹脂ワニス (付加)塗り a.種別 ○A種 ・B種 b.着色 ・行う *行わない 12節 オイルステイン塗り (OS) 13節 木材保護塗料塗り (WP) 18.13.2 木材保護塗料塗り a.種別 ○A種 ・B種 14節 フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) [追補] 18.14.1 a.この節は、鉄鋼面及び垂鉛めっき鋼面のフタル酸樹脂エナメル塗りに適用する。 18.14.2 木部フタル酸樹脂エナメル塗り a.木部フタル酸樹脂エナメル塗りは次表により、種別は次による。 表18.14.1 木部フタル酸樹脂エナメル塗り 工程 種別 塗料その他 塗付量 (kg/m ²) A種 B種 規格番号 規格名称 種類 素地ごしらえ ○ ○ 18.2.2 a.による - 1 下塗り ○ ○ JASS18 M-304 木部下塗り用調合ペイント 合成樹脂 0.09 2 研磨紙すり ○ ○ 研磨紙 P120~220 - 3 パテ付け ○ ○ JIS K 5591 油性系下地塗料 オイルパテ - 4 研磨紙すり ○ ○ 研磨紙 P180~240 - 5 中塗り (1回目) ○ - JIS K 5591 油性系下地塗料 オイルサーフィサー 0.12 6 研磨紙すり ○ - 研磨紙 P180~240 - 7 中塗り (2回目) ○ ○ JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.12 8 研磨紙すり ○ - 研磨紙 P240~320 - 9 中塗り (3回目) ○ - JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.11 10 上塗り ○ ○ JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.09 18.14.3 鉄鋼面 フタル酸樹脂エナメル塗り a.鉄鋼面フタル酸樹脂エナメル塗りは次表により、種別は次による。 ・A種 *B種 表18.14.2 鉄鋼面フタル酸樹脂エナメル塗り 工程 種別 塗料その他 塗付量 (kg/m ²) A種 B種 規格番号 規格名称 種類 錆止め塗料塗り ○ ○ 18.3.3 a.による - 1 中塗り (1回目) ○ ○ JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.09 2 研磨紙すり ○ - 研磨紙 P220~242 - 3 中塗り (2回目) ○ - JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.09 4 上塗り ○ ○ JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.08 18.14.4 垂鉛めっき鋼面 フタル酸樹脂エナメル塗り a.垂鉛めっき鋼面フタル酸樹脂エナメル塗りは次表による。 表18.14.3 垂鉛めっき鋼面フタル酸樹脂エナメル塗り 工程 規格番号 規格名称 種類 塗付量 (kg/m ²) 錆止め塗料塗り 18.3.3 b.による - 1 中塗り JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.09 2 上塗り JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル 1種 0.08 15節 コンクリート面の保護塗料塗り [追補] 18.15.1 a.この節は、コンクリート面の保護塗料塗りに適用する。
	d.強化ガラスを海外製品とする場合、次の時期のヒートソークテスト及び各種の測定、検査に立ち会うとともに、全製品の試験成績表を対象として確認、押印し、監理者に提出する。 *初品及び中間時期の合計2回以上 e.建築物引渡し後10年以内に強化ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、受注者の費用負担にて復旧する。 f.強化ガラス小口の保護 ・設計図による ・製造者の仕様による	17章 カーテンウォール工事			

着工	※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博	日建設計 21.08.10	山梨県立中央病院 本館東側増築工事 特記仕様書 建築工事編(9)	意 (通し番号 11) 1 - 11 No. J-200458-A
竣工	※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。				
監理					
施工					

<p>28.1.5 関連法規、官公署 その他への手続 等</p> <p>2節 材料及び工法</p> <p>28.2.1 材料</p> <p>28.2.2 鋼材及び鋼板類</p> <p>28.2.3 アルミニウム材</p> <p>28.2.4 ステンレス</p> <p>28.2.5 樹脂板</p> <p>28.2.6 ガラス</p> <p>28.2.7 粘着シート</p> <p>28.2.8 その他の材料及び 工法</p> <p>3節 製作・取付け</p> <p>28.3.1 工法</p> <p>番工 接工 監理 施工</p>	<p>a. 工事の施工、サインの使用開始等に必要な官公署その他への手続は、受注者が速やかに 行う。 b. 電照式サインで使用する部材はJIS適合品とし、電気用品安全法の適用を受けるものはその 技術基準に適合したものを使用する。 c. 電照式サインの施工は、電気設備技術基準及び内線規程を遵守する。</p> <p>a. 材料は、すべて形状正しく、有害なきず、錆等のない新品とする。 b. 主要な材料は、見本を提出し、色調も含めて監理者の承認を受ける。 c. 材料の種類、品質、形状、寸法、色調及び仕上げ等は、設計図による。 d. 金物はJIS規格のあるものはこれにより、その種類、材質、仕上げ、機構及びその他の仕様 は、設計図による。設計図に記載がない場合は、サインの種類、大きさ及び重量等は、工 事概要書の設計条件に適合したものを決定する。 e. 使用材料の切断面、切削面及び切り抜き加工面の見え掛かり及び可触部は、手が触れても 安全な研磨仕上げとする。</p> <p>a. 鋼材及び鋼板は、JIS規格品とし、構造部材は構造用材料を使用する。 b. 屋外部に用いる鋼材で設計図に記載なき場合は、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種HDZ35 以上の表面処理を施す。 c. 鋼板はJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)による表面処理溶融亜鉛めっき鋼板とし、 設計図に記載なき場合は、屋内の場合Z18、屋外の場合Z27相当以上とする。 d. 見え掛りとなる鋼材、鋼板類は、原則として塗装を施す。屋外の場合はふっ素樹脂焼付け 塗装、屋内の場合はアクリル樹脂焼付け塗装又はポリエチレン樹脂粉体塗装を標準とする。 いずれも下地調整を入念に行い、下塗、中塗、上塗、仕上げ塗りの各工程間に、適切な研 磨を施す。塗装の仕様は18章(塗装工事)による。 e. うるし、油性うるし(カシュー)、発光、防火、防水、耐食、防かび、各種粉体塗装等の特 殊塗料は、設計図による。 f. めっき処理は、生地の研磨、脱脂、防錆等の前処理を完全に行う。</p> <p>a. アルミニウム合金板はJIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)、アル ミニウム押出型材は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)により、 それぞれ強度及び表面処理に応じた材質のものとする。 b. アルミニウム及びアルミニウム合金板の表面処理は、14.2.2による。設計図に記載のない ものは屋外の場合BB-1種、屋内の場合(※BB-1種・BB-1種)とする。塗装の仕様は18章(塗 装工事)による。</p> <p>a. ステンレスの種類は、次による。 ※SUS304 ・ SUS316 ・ SUS443J1 ・ b. ステンレス表面仕上げは、次による。 ※設計図による ・ バイブレーション仕上げ ・ HL仕上げ(≒150程度) ・ c. ステンレス下地の塗装は焼付け塗装仕上げとし、内部ではアクリル樹脂焼付け塗装、外部 ではふっ素樹脂焼付け塗装とする。</p> <p>a. メタクリル樹脂板は、JIS K 6718とし、次による。 1) 板材は、片面マット仕上げとする。 2) 接着剤は、重合型接着剤を使用し、接着面に気泡、ゴミ等が入らないものとする。 接着剤はF☆☆☆☆とする。 3) 静電気防止処理を行う。 b. 硬質塩化ビニル板は、JIS K 6745とする。 c. アクリル変成高衝撃塩化ビニル板の加工は、製造者の仕様による。 d. 偏光アクリル樹脂板の加工は、製造者の仕様による。 e. アルミポリエチレン積層板の表面加工は、アルミニウム材に準ずる。焼付けとする場合に は、焼付け温度80℃以下とする。 f. 強化ポリエステル材は、ガラス繊維補強法とし、設計図に記載がない場合は仕上げを含め て製造者の仕様による。 g. 可触部となる樹脂板の切断面には、R加工を施す。</p> <p>a. ガラスは、16章14節による。 b. 鏡ガラスは、透明磨き板ガラス又は透明フロートガラスの銀引き用を使用し、面取り、小 口磨きとする。裏面は銀、銅等のめっき引きのうす防湿塗装(焼付け処理)を施したもの とする。既製品を使用する場合は、見本を提出し監理者の承認を受ける。 c. 熱線吸収ガラス鏡、透視鏡、拡大鏡、合せ鏡、防湿鏡等特殊な鏡は、設計図による。 d. すべてのガラス取付け用材料は、見本を提出し、監理者の承認を受ける。 e. ガラス及び鏡は、機械式固定を併用する接着方式とする。 f. 強化ガラスのガラスのみで自立する工法の場合は、合わせガラスを使用する。 g. 網入り板ガラス、網入り板ガラスの切断、小口処理は、16.14.4による。ただし、防錆処理 は切断面全周に施し、露出部にはステンレスカバーを設置する。 h. 大型ガラスサインのガラス小口面には、ステンレス(SUS304)FB t=3.0mmなどにより保護す る。</p> <p>a. 外部に用いるシート類は、十分な耐候性能(5年間の暴露に対して色の变化、ひび割れ、は がれ等を生じない)を有するものとする。 b. 粘着剤付きプラスチック系壁紙 シート幅寸法から生ずる材料取りによる継目の位置及び目地処理方法は、監理者と協議し て決定する。仕様は、次による。 1) 下地処理は、製造者指定のプライマーを使用する。 2) 経年変化を促進しないよう十分に引き伸ばし、ヘラ、ローラー等で圧着する。 3) 圧着後常温で約24時間放置し、しわ、ひび割れ、はがれ、気泡等が発生しないことを確 認する。</p> <p>a. アンカーボルト位置等、サイン本体の取付け用部材との施工調整は、製作前に行う。 b. 区画線は、22.10.2による。 c. 屋外に設置するサイン及び照明等設備類の取付け下地材は、ステンレス製とし、「工事概 要書 2-2 構造設計条件」を満たし、十分な強度をもつ部材を見込む。 d. 基礎コンクリートは5章鉄筋工事、6章コンクリート工事による。モルタル等は15章左官工 事による。 e. 鋼又は鋼合金その他の表面仕上げは、見本を提出して監理者の承認を受ける。</p> <p>a. サインと取付け下地との調整又は壁面、床面へ取り付けるもの、吊り下げるもの、連続し て並べるものについては、取付け調整代等も十分に考慮して製作し、取付けを行う。 b. ボルト、小ねじ、釘、座金等の結合用材及び取付け用金物でアルミニウム等の軽金属と接 触するものは、ステンレス製(SUS304相当)とする。また必要に応じて十分な電位差腐食防 止処理を施す。詳細は14.1.3による。 c. インサート、アンカーボルト、彫込みボルト、ドライピン、座金、ねじ及び木ねじ等の 雌ねじを必要としないねじ等の取付け用副資材は、JIS規格とし、その目的に応じた材質、 形状、寸法のものとする。アンカー金物類は、24章アンカー金物取付け工事により、取付 け箇所、工法、施工条件等を十分考慮して選定する。</p>	<p>d. カーテンウォールに取り付けサイン類の補強下地材は、受注者及びカーテンウォール工事 専門事業者の製作、取付けとし、製作前に十分に調整を行う。また、外装と同じ条件に て性能検討を行う。性能は、28.1.3による。 e. 取付け後に位置の微調整が困難な場合は仮付けを行い、適切な治具を用いて水平出し及び つら揃え等の位置調整を行ったのちに、本付けをする。 f. 製品は、当て板やビニルシート等で適切な養生を行う。</p> <p>4節 表示方法</p> <p>28.4.1 文字・絵文字等</p> <p>28.4.2 レイアウト図</p> <p>28.4.3 スクリーンプロセ ス印刷(シルクス クリーン印刷)</p> <p>28.4.4 フォトケミカル プリント(ジェツ トプリント)</p> <p>28.4.5 コンピュータ制御 シートカッティング 法</p> <p>28.4.6 箱文字</p> <p>28.4.7 切り文字</p> <p>28.4.8 鋳造文字</p> <p>28.4.9 彫込み文字</p> <p>28.4.10 手描き文字</p> <p>5節 その他</p> <p>28.5.1 電照式サインの 工事・工法・性能</p> <p>28.5.2 電照式サインの自 動点滅装置・調光 装置</p> <p>28.5.3 電光掲示板</p> <p>28.5.4 維持・管理</p> <p>29章 昇降機設備工事</p> <p>追補</p> <p>30章 機械式駐車設備工事</p> <p>追補</p> <p>30章における責任は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版 第10編を準用する。</p> <p>30章-1 機械式駐車設備工事 一般事項 (公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版第10編を引用し、特記なき限り一般事項に定める項 目を適用する)以下各章共通。</p> <p>30章-2 二段方式駐車装置</p> <p>30章-3 平面往復・水平循環式機械式駐車装置</p> <p>30章-4 タワー方式駐車装置</p> <p>*表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 *表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。</p>	<p>a. 書体及び絵文字(ピクトグラム)は、設計図による。 b. 文字寸法及び間隔(スペーシング)は、設計図による。 c. サイン表示は、次による。 ・すべて英文併記 ※指定の部分のみ英文併記(範囲:※設計図による) ・すべて(4)カ国語併記 ・指定の部分のみ(4)カ国語表記(範囲:※設計図による) ・(4)カ国語(日本語に加え、英語、中国語、韓国語) d. グラフィック要素に関して設計図に記載がない場合は、原稿を作成し、監理者と協議を行 う。 e. 表示内容が、発注者の社名、経歴ほか発注者の指定によるものについては、製作表示内容 について発注者の承認を受ける。</p> <p>a. 文字及び図形等の拡大又は縮小は、指定原画を用いてコンピュータにより忠実に 再現する。また拡大時における変形は、入念に修正する。 b. 版下原稿を用いたレイアウト図の作成は、原寸大又は2分の1縮小サイズとする。 またフォントに関しては、サンプルを提示し、監理者の承認を受ける。</p> <p>a. 製版は、コンピュータ制御による。 b. インキは、製造者の仕様により、印刷下地材との付着性能を確認したものとする。 c. インキの退色経ろう度は、10年相当以上の暴露試験により性能が確認されたものとする。 d. スクリーン原板は、フレームに張られた状態で液剤洗浄し、建築物完成引渡し後2年間保存 する。</p> <p>a. 製版は、コンピュータ制御による。 b. 塗料又は染料は、製造者及びアッセンブル製造者の仕様による。仕上りの確認のためプリ ント見本を提出し、監理者の承認を受ける。 c. ラミネート処理は、熱による変形及びはく離が生じないよう適切な処置を行って圧着する。</p> <p>a. 材料は、28.2.7粘着シートによる。 b. 製作用原稿に基づいてシートを切抜き養生シートに転写して、変形及びはく離が生じない よう適切な処置を行って下地に貼り付ける。</p> <p>a. 原稿に基づき指定された厚みの金属板を溶接又は焼付け制作し、表面仕上げは設計図によ る。設計図に記載のない場合は、監理者の指示による。 b. 表面の指定色がある場合は、屋外用耐候性カラーシートを貼付ける。 c. 設計図に記載のない場合、金属板の厚みは1mm以上のステンレス板、真鍮板、銅板を 使用し焼付けとする。</p> <p>a. 原面に基づき指定厚みの金属板、プラスチック板、アクリル板等をレーザーカットにて製 作する。 b. 表面仕上げは設計図による。設計図に記載のない場合は、監理者の指示による。</p> <p>a. サインの維持管理方法をサインタイプ別に記載した図書を作成し、引渡し書類として提出 する。</p> <p>中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博</p> <p>日建設計</p> <p>山梨県立中央病院 本館東側増築工事</p> <p>(意) (通し番号 16) 1 - 16</p> <p>21.08.10</p> <p>特記仕様書 建築工事編(14)</p> <p>No. J-200458-A</p> <p>'21.04.01 改訂 仕様書委員会 発行</p>
---	--	---	---

特記仕様書の適用		追補																									
		a.特記事項は、○印の付いたものを適用する。この場合※印があっても、それは適用しない。ただし、○印のない場合は、※印の付いたものを適用する。また、○印と◎印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。 b.各章の章・節・項の番号は、公共建築協議編「民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した 工事共通仕様書 令和2年版 建築工事編」(以下、共仕という)及び国土交通省大臣官房官庁宮庁部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下、改修標準仕という)の当該番号に対応する。ただし、項番号の項に“編”を付したものは、国土交通省大臣官房官庁宮庁部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下、標準仕という)の当該項番号に対応する。 c.章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、□は、その章・節又は項の全体に対する注記を示し、〔 〕は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、[付加M]等のように、M又はPの文字を付された注記も、その意味はMやPを付されていない注記と変わらない。 1)〔置換〕：共仕・改修標準仕の当該章・節・項の規定全体を特記仕様書(以下、特仕という)の当該規定と置換する。 2)〔(b)(2)置換〕：共仕・標準仕の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。特仕本文で置換内容を示した場合は、〔置換〕とする場合がある。 3)〔付加〕：共仕・改修標準仕に特仕の当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。 4)〔付加〕：共仕・改修標準仕に特仕の当該規定を号単位で追加する。ただし改修標準仕の当該号が明らか場合は、(c)〔付加〕のように表示することもある。 5)〔追補〕：共仕・改修標準仕にない当該規定を新規追加する(新設の章・節・項)。 d.特仕において、共仕又は改修標準仕の項番号を引用する場合は、「共仕〔O、O、O〕」、「改修標準仕〔O、O、O〕」等と表記する。 e.共仕、改修標準仕及び特仕において、共仕又は改修標準仕の項番号等を引用している場合で、引用された共仕又は改修標準仕の規定に対して特仕で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。 f.特記事項に示す(表・・)(図・・)の番号は、共仕又は改修標準仕の当該表又は図の番号を表す。 g.改修標準仕及び本特仕の[8章耐震改修工事]の規定は、耐震改修工事のほか、それ以外の構造関連工事に適用する。ただし、他の特記により適用を除外されるものは除く。 h.特仕の[12章 シックハウス対応]の特記内容と、他の部分の特記内容に相違がある場合は、他の部分の特記が優先する。また、特仕12章と改修標準仕の各章の規定に相違がある場合は、特仕12章の規定が優先する。	(置換) 7)「監理者に提出」については、共仕[1.1.2](ト)を次に読み替える。 (ト)「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し書面(施工図を含む)、見本又はその他の資料等を説明し、日付を明記し押印のうえ、差し出すことという。なお、工事約款の規定により、当該提出が発注者への提出事項となる場合がある。 〔付加〕 8)「自主検査」とは、受注者等が工事の各段階で、材料又は施工等について設計図書等との照合、確認等を行い、その適否について自ら判断し、検査記録を作成して監理者に提出することをいう。 〔付加〕 9)「製造者」とは、工事に組み込まれる機器、材料、製品等を製造、製作している会社等をいい、共仕及び標準仕における「製造所」「製作所」は、いずれも「製造者」に読み替える。 〔付加〕 10)「専門事業者」とは、設計図書等で定める工事において、高い技術力と施工品質管理能力及び豊富な実績を持ち、受注者のもとで単独で責任施工を請け負う能力があり、また施工品質の保証を行うことができる工事業者をいう。 〔付加〕 11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品を総称していう。 〔付加〕 12)「関連工事」とは、発注者の発注にかかる第三者の施工するほかの工事で、この工事と密接に関係するものをいう。ただし、この工事の発注者以外の発注によるほかの工事であっても、見積表項目で指定した工事は、関連工事として扱う。	1.3.10 〔付加〕 災害等発生時の安全確保 a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。 b.建築物を使用しながらの改修工事等において、使用中の施設の機能や発注者、居住者等の利益を損なうような事故が発生した場合の処置は、次による。 1)直ちに、損なわれた機能の回復を図り復旧する。併せて、その経緯を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。 2)発注者、建物管理者及び監理者との協議のうえ、恒久的な復旧策を立案し、監理者の承認を受けたうえで、復旧策を実施する。 3)事故再発防止策を立案し、発注者、建物管理者及び監理者に報告する。	1.3.11 〔付加〕 施工中の環境保全等 a.音や振動を伴う作業については、騒音、振動が少ない工具、機器を採用した施工方法を選定するとともに、テスト施工を行って、建築物使用者や周辺への影響を調査する。なお、これらの作業は、騒音、振動によるほか者への影響の少ない時間帯に行うことを原則とする。 b.コンクリートはつり、搬去、解体、清掃、片付け等で室内に粉じんが発生する場合は、既存の換気・空調設備を利用せず、仮設の排気設備を設け、単独で外部へ排出する。また、執務、居住ゾーンへの粉じんや臭気の流れを防ぐため、施工作業ゾーンとの境界には密閉度の高い仮設間仕切りを設ける。 c.施工対象外の変電キュービクルやUPSシステム、制御システム等は、必要に応じてビニル養生シート又は合板類等を周囲及び上下面を囲み、プリント基板やリレー類への粉じんの侵入を防止する。 d.施工後の空調開始による粉じんの再飛散を防ぐため、あらかじめ既存空調設備を準備運転などの措置を講ずる。 e.電気溶接又は切断作業は、最小限に抑え、既存の通信情報システムの運用時間帯を外して作業を行う。	1.3.12 発生材の処理等 a.本項は、共仕[1.3.12]を適用せず、改修標準仕[1.3.12]を適用する。改修標準仕[1.3.12]における「監督職員」は「監理者」と読み替える。 b.引渡しを要するもの ○なし ・金属類 : ・現場指定場所に置く ・発注者の運搬、処分手続き等を代行する。 ・PCB含有物 : 改修標準仕[1.3.12](2)(ク)により容器に納め、次の場所に置く ・ ※現場指定場所 c.特別管理産業廃棄物の種類 ○なし ・あり(・廃石綿等 ・ PCB含有物 ・ ダイオキシン ・ フロン) d.特別管理産業廃棄物 1)処理方法 ※廃石綿等は、9.1.3による。 ※PCB含有物は、前b号による。 ※廃石綿等、PCB含有物以外は、改修標準仕[1.3.12](4)による。 2)分析調査 ・石綿含有建材は9.1.1による ・PCB含有物 () e.現場で再利用を図る発生材 ※1.4.2 h. に示すもの ・ f.再資源化を図る発生材 (b号に該当するものを除く) ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※小型二次電池 ※蛍光ランプ及びHIDランプ ※蛍光ランプ及びHIDランプ硬質塩化ビニル管及び継手 ※ガラス g.ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ○なし ・あり(・製造者等に処分委託 ・ 管理型処分場で埋立処分) h.石綿含有石膏ボード、ひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ・最終処分 ・ 再資源化 〔付加〕 1.汚染土壌 ○なし ・あり() ・ 発注者が土壌調査を行う 「あり」の場合の場所、数量 ※設計図による 「あり」の場合の処理方法 ※設計図による 「発注者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。	〔付加〕 h.改修対象範囲内において、次の機器、材料、部品は、既存のものを再利用する。なお、再利用とは、既存の機器、材料、部品をいったん取り外して、再び取り付けて再使用することという。 ※設計図書による ・ 表による <table border="1"><thead><tr><th>再利用するもの</th><th>使用箇所</th><th>数量</th><th>処置方法</th><th>一時保管方法</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>※清掃</td><td>・補修 ・再塗装 ・そのまま</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>※清掃</td><td>・補修 ・再塗装 ・そのまま</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>※清掃</td><td>・補修 ・再塗装 ・そのまま</td><td></td></tr></tbody></table> 〔付加〕 i.再利用するとされている機器、材料、部品について、耐用期間、性能、美観等の観点から疑義がある場合や更新、取替え又は所定以上の処置が望ましいと判断される場合は、その旨を速やかに発注者及び監理者に報告し、処置方法、対策について発注者及び監理者の指示を受ける。	再利用するもの	使用箇所	数量	処置方法	一時保管方法			※清掃	・補修 ・再塗装 ・そのまま				※清掃	・補修 ・再塗装 ・そのまま				※清掃	・補修 ・再塗装 ・そのまま	
				再利用するもの	使用箇所	数量	処置方法	一時保管方法																			
						※清掃	・補修 ・再塗装 ・そのまま																				
						※清掃	・補修 ・再塗装 ・そのまま																				
		※清掃	・補修 ・再塗装 ・そのまま																								
5節 施工	1.5.1 〔付加〕 施工 a.建築工事や機械設備工事で、配線敷設や配線接続その他の電気工事が含まれる工事の施工は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」による。 b.施工に当たっては、改修対象外の既存部分に損傷を与えないようにするとともに、工事中に発注者等により建築物が使用されている場合は、その部分の機能に支障をきたさないようにする。 c.躯体等のコア抜き、穴あけには、メタルセンサー付きドラムを使用する。ただし、事前の調査により埋設配管の位置等が正確に判明し、躯体等にマーキングしてある場合は、この限りでない。また、これらのコア抜き、穴あけは、はつり等の位置は、監理者の確認を受け、構造上、強度上の支障となるおそれがある場合は、監理者を通じて設計者と協議する。また、当日の作業には受注者等又はその命を受けた者が立ち会い、着手時及び完了時に監理者に報告する。 d.施工に関して、監理者の指示がある場合は、それによる。	1.5.13 〔追補〕 既存設備等の撤去時の処置 a.既存設備等を撤去した際、壁や梁等に残る貫通孔、ビス跡、切欠き等の穴は監理者の指示する方法によりふさぐか又は埋める。また、設備機器等を撤去した跡に残存する取付け金物やボルト、機械基礎等は、監理者の指示する方法により適切に処置する。																									
6節 完成、検査	1.6.1 〔付加〕 完成、検査 3)総合性能機能検査 複数の工種にまたがって性能、機能を発揮する機器、装置が改修対象となる場合、発注者、建物管理者、警備管理者、テナント等の立会いを含めて関連工事の受注者と協同して総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。 複数の工種にまたがって性能、機能を発揮する機器、装置が改修対象でない場合、改修対象設備の個別機能検査のみ確認することとし、主な検査項目は、次による。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承認を受ける。 ・ 全停電・復機総合検査 (検査の要領等は、「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。) ・ 防災総合検査 (※改修対象部分及び運動する設備等 ()) (※改修対象部分及び運動する設備等 ()) ・ タンク、水層関連総合検査(設備工事のみ) (※改修対象部分及び水位制御等 ()) ・ 自動制御総合検査(設備工事のみ) (※改修対象部分等 ()) ・ 中央監視総合検査 (※改修対象部分等 ()) ・ 総合運転による騒音、振動検査 (※改修対象部分及び既設設備等 ()) ・ 完成時の室内環境測定 (※改修対象部分等 ()) ・ セキュリティシステム検査 (※改修対象部分等及び運動する設備等 ()) ・ そのほか、発注者及び監理者の指示する検査 () なお、防災総合検査、全停電・復機総合検査を実施する場合は、各総合検査完了後に行う。 ※上記の検査項目は発注者協議によるものとする。																										
7節 完成図等	1.7.6 〔追補〕 縫合わせ等 c.部分的な建具改修の場合は、建物管理者の了解を得て、既存の建具を利用可能とし、新規建具は省略できる。この場合、改修部を含む階全体の建具配置図及び建具細書を修正したものを提出する。																										
8節 施工調査	1.8.1 〔付加〕 施工計画調査 a.施工計画作成のための調査 工事着手に先立ち、施工計画作成のために、次による調査を行い、報告書を監理者に提出する。 1)調査項目 ※施工計画に影響する事項全般 ・ 配管配線ルート全経路(既設点検口がない場合は、新たに点検口を設けて調査する) ・ ・ 2)調査範囲 ※改修工事範囲全般 ・ 設計図による ・ ・ 既存建築物の完成図、施工図、過去の改修記録、取扱い説明書等の照査 ※入居者、建物管理者や保守員(電気主任技術者を含む)へのヒアリング ※目視、計測等の現地調査 ・ 関係官公署(建築主事、消防署ほか)等との事前協議 ・ 工事に伴う騒音振動のテスト施工 b.埋設物の調査 工事着手に先立ち、次により埋設配線、配管等の埋設物の詳細な調査を行い、報告書を監理者に提出する。なお、調査に先立ち調査計画書を作成し、監理者の承認を受ける。 1)調査項目 ※埋設配線の位置 ・ 埋設配管の位置 ※鉄筋位置 ・																										

着工					※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。
竣工					※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。
監理					
施工					

中村 俊一	一級建築士
田上 慎也	一級建築士
後藤 三夫	一級建築士
馬場 雅博	
日建設計	
21.08.10	

山梨県立中央病院 本館東側増築工事	意 (通し番号 17)	1 - 17
改修工事特記仕様書(1)	No. J-200458-A	

5.15.2 材料、形状、仕上げ	a.閉鎖機構及び煙感知器等との連動、順位調整、操作ボックスの形式、材質等は設計図による。	[付加]	b.脱落防止タイプの天井下地と適用箇所は次による。 1)野縁受ハンガー、野縁クリップは、ボルト固定等によるひらき、ずれ防止タイプとする。 2)野縁受の連結材は、ボルト固定、締付け等によるずれ防止タイプとする。 3)適用箇所(※設計図による)	2)耐震ブレースやそれに取り合う吊りボルト等にかかる圧縮力は、産屈荷重を超えないものとする。ただし弾性産屈内での、計算や実験により性能が確認された場合は、この限りでない。 3)天井面構成部材と壁等のクリアランス ・設計図による () mm b.設計用地震力は、設計用自重×設計用震度とする。 1)設計用自重は、次の質量の合計とする。(天井面1㎡当たり) ※当該天井の天井面構成部材一式 ※設計図において天井固定となっている間仕切等の1/2の質量 ※想定される間仕切等の1/2の質量 () kg ・設備機器等 () () kg ・ () () kg 2)設計用震度 ※「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。 ・Kw=(), Kv=()	[付加]	a.出入口上部の割れ防止縦ジョイナーは次により、設ける場合は、原則としてすべての出入口の上部隅角部直上に設ける。 ・設ける(・ステンレス製 ※プラスチック製) ・設けない																		
5.15.3 特定防火設備・防火設備(防火戸)	a.金物類は、原則として亜鉛合金又はアルミニウム合金を使用しない。 b.常時開放埋込戸の閉鎖装置はヒンジローザータとし、調整器は壁側に設ける。 c.常時開放埋込戸のソレノイドの保持力は、火災時に手で開けられる強さ、かつ該閉鎖防止のため体が触れても容易に閉じない強さとする。 d.くぐり戸付きの場合、くぐり戸の下部は次による。 ・設計図による 下枠なし 下枠あり e.防火戸付き消火ホース口の大きさ、開閉機構、取付け位置、表示方法等は、所轄消防署と協議のうえ決定する。	[付加]	c.高耐食仕様の天井下地と適用箇所は、次による。 仕様 適用箇所 ・ステンレス 吊りボルトはステンレス製とし、SUS304同等以上の耐食性を有しかつ応力腐食割れのおそれがない仕様とする ・高耐食鋼板 吊りボルト ※ステンレス(SUS304) ※鋼製ダクロライズド処理品 ・タールエポキシ塗装 2回塗り	[付加]	c.次の耐震補強を行う。 ・設計用震度に対して脱落しないことを確認した、製造者の仕様による。 ・次の1)~7)による。 1)天井下地には耐震ブレースを設ける。耐震ブレースは、V字型又はX字型を基本として、耐震性能検算書に基づきX・Y方向それぞれバランスよく配置する。 2)耐震ブレースの材料や設置角度は、計算や実験により強度が確認されたものとする。 3)ブレースは圧縮分力に留意し、圧縮力に対する強度の確認も行う。 4)耐震ブレースは耐震性能確保上必要となる部材の固定方法は、耐力が確認された専用金具、ボルトナット類、ねじ等によるものとし、現場溶接は行わない。 5)二段ブレースは不可とする。 6)配置計画図を作成し、空調ダクト、配管等との干渉チェックを行う。 7)斜め材の設置及び天井内の設備工事が完了した時点で、斜め材が所定の箇所に所要の状態で開催されていることを確認し、その記録を監理者に提出する。	[付加]	f.化粧けい酸カルシウム板のせつこうボード下地天井施工は、接着剤と機械的固定方法を併用する。 g.コンクリート造の梁底等の水平面上げ面へのボード張りは、軽量鉄骨下地組みとし、ビス留め工法とする。 h.天井面や高所壁面における可動式防煙垂れ壁、設備工事の排煙口、その他のパネル面等の化粧仕上げ材としてボード張りを行う場合は、接着工法のみとせずビス留め等の機械的固定工法を併用する。ロックウール化粧音板仕上げの場合は、下地せつこうボードをビス等により固定した2重張り工法とする。 i.コンクリート、モルタル及び打込み断熱部分のボード張りは軽量鉄骨下地とする。 j.既存タイル壁面の上に新規のせつこうボード等をせつこう系直張り用接着剤による直張り工法又は薄型軽量鉄骨下地工法で張る場合で、タイル壁面の処置について記載がない場合は、事前にタイルの浮き、割れ等の補修を行い、タイルのはく離のおそれがない状態とする。 k.軽量鉄骨壁下地の間仕切壁は、壁張りボードを含めスラブ又は梁下端まで立ち上げることを原則とする。設計図により既存天井下地とする場合は、既存天井下地に耐震補強を施す。 l.ロックウール化粧音板の下張り ・せつこうボード(※12.5・9.5mm(不燃材)) m.コンクリートスラブ下地に吹付けロックウールを行う場合は、木こて押えのうスラリ吹き仕上げとする。																	
16節 リンクグリルシャッター																								
17節 大型自動回転ドア																								
18節 ガラリ																								
19節 その他																								
6章 内装改修工事		6.6.3	a.屋外の野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔、周辺部における壁からの距離 ※設計図による b.屋外の野縁の間隔 ※6.6.6による																					
1節 共通事項		6.6.4	a.屋内の軽量鉄骨天井下地改修は、次による。 1)改修の程度 ・設計図による ・野縁まで撤去+開口補強を行う+吊りボルト既存利用可+インサート不足分打込み ・野縁、野縁受け撤去+開口補強を行う+吊りボルト既存利用可+インサート不足分打込み 2)天井の一部を改修する場合の耐震補強 ・行わない(既存天井の仕様のままとする) ・改修範囲のみ行う(範囲は設計図による) ・一続きの天井全体の耐震補強を行う(範囲は設計図による)																					
6.1.2 付加 基本要品質	a.内装の仕上り面は、削り付、継目等が適正な位置にあり、水平、垂直の通りがよく隙間等がないこととする。色調、模様等が整い、傷、汚れ及び凹凸等美観上支障がなく所要の状態とする。 b.床の改修は、平滑に仕上げ、下地組のある仕上げにあっては床鳴りが無いものとする。 c.耐震要求性能は次による。 1)全面改修箇所 ※「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。 2)部分改修箇所 ※既存内装材の耐震要求性能による。 d.壁、天井の遮音性等は、所定の性能を有し有害な影響を及ぼさない。 e.既存部分との取合いは、所定の性能を有し、納まりがよく一体的な仕上げとする。	6.6.4	a.屋内の軽量鉄骨天井下地改修は、次による。 1)改修の程度 ・設計図による ・野縁まで撤去+開口補強を行う+吊りボルト既存利用可+インサート不足分打込み ・野縁、野縁受け撤去+開口補強を行う+吊りボルト既存利用可+インサート不足分打込み 2)天井の一部を改修する場合の耐震補強 ・行わない(既存天井の仕様のままとする) ・改修範囲のみ行う(範囲は設計図による) ・一続きの天井全体の耐震補強を行う(範囲は設計図による)	[付加]	d.天井ふとこるが2.0mを超える場合は、次による。 ・設計図による ・天井ふとこる内にぶどう糊を設け、天井材を支持する。ぶどう糊の仕様は設計図による																			
6.1.3 他の部位との取合い等	a.既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う床、壁及び天井の改修範囲 ○設計図による ・壁面より両側それぞれ壁厚分 ・残す b.天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ○設計図による ・壁面より両側600mm程度 ・残す c.天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 ○設計図による ・既存のまま(新設天井が高くなる場合は、既存仕上げに準じた仕上げを行う) d.撤去工により周囲の既設仕上げに割れ等が生ずる場合は、周囲仕上材の更新を見込む。 e.仕上げで現状のままと記されている部分は、清掃程度の美装を行うものとし、著しい汚れ等については除去を行う。 f.変形を受ける軽量鉄骨壁下地の取付けは、層間変形時の異音発生を防止するための対策を施す。また、天井材や壁仕上材が外装部材変形の影響を受けないように縁切りを行い、熱伸縮、層間変形、風圧力等による異音の発生を抑える工法とする。完成引渡し後、異音が発生した場合は受注者の責任で防止措置を行う。 g.昇降式照明、吊バトン及びプロジェクター等、天井、壁に取り付け機器は、次による。 1)軽量物で軽量鉄骨下地から支持する場合は、6.6.5 b)による設計用地震力の計算に荷重又は動荷重を見込む。これによらない重量物と可動物は、構造体から直接、専用の金物で脱落しないように支持する。 2)取付け金物は、ロックナット、ダブルナット等を使用して、抜戻り防止を行う。 3)振動、発音、衝撃が生ずる可能性があるものは、ゴム等による防止対策を行う。 4)天井の重量可動物の場合は、地震対策としてブレース等で固定する。	[付加]	d.吊りボルトの間隔がダクト等によって900mmを超える場合の補強方法は、次による。 ・設計図による ○改修仕様 [6.6.4(2)]に準ずる。 e.既存天井の一部を残し、軽量鉄骨下地材を撤去復旧する場合は、既存と新規の軽量鉄骨下地が一体となるよう施工し、耐震性能と仕上げ精度を十分に確保する。 g.下がり壁や折上げ天井等、天井に段違ひがある場合は、野縁受と同材又はL-30×30×3(mm)程度以上の部材で、間隔900mm程度に補強用取止めを設けて補強し、下地を一体化する。段違ひが300mmを超える場合は、次による。 1)段違ひが300mmを超え、600mm以下の場合 ・上記による ・鉛直面を壁として扱い、設計図による ○設計図による 2)段違ひが600mmを超える場合 ・鉛直面を壁として扱い、設計図による ○設計図による	[付加]	e.耐震補強の工法は上記及び設計図によるほか、日本建築学会「非構造部材の耐震設計施工指針・解説および設計施工要領」の9章天井による。																			
6.1.4 工法	a.既存床、壁及び天井の撤去 ※設計図による b.新設床、壁及び天井の下地 ※設計図による ・既存に做う ・木 ・軽量鉄骨 c.既存床、壁及び天井の穴あけ、開口補強は、設計図による。 d.建築物の漏水防止のために設ける防水パン及び土手、防水等の適用範囲、方式、仕様及び工事区分等は、3.10.1による。	[付加]	h.天井のふとこるが1.5m以上3m以下の吊りボルトの補強方法 ・設計図による ○改修仕様 [6.6.4] (7) (7) (7) (7) による 1.天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
2節 既存床の撤去並びに下地補修		[付加]	1.一般天井下地の工法と適用箇所は、次による。6.6.7特定天井等及び22節システム天井は、それぞれの規定による。 1)天井下地の工法 ※下表による 天井下地の仕様 標準工法 落下抑制工法 耐震工法-1 耐震工法-2 仕様 [14.4.4] (1)~(9) 14.4.5による耐震補強 14.4.2b.による脱落抑制金物 (設置範囲) (全数) (全数) 注)耐震補強は、仕様 [14.4.4] (1)~(9)に優先し、必要な補強金物等を用いる。	[付加]	6.6.7 追補 特定天井等																			
3節 既存壁の撤去並びに下地補修		[付加]	k.軽量鉄骨天井下地の取付けは、設備機器、梁、等周辺部材と直接接しないように隙間を設けるなど、地震や強風による層間変形時の破損や異音発生を防止するための対策を施す。 l.耐震補強を壁固定による代替処置とする一般天井は次による。 1)範囲は次による ・設計図による 2)間仕切壁を含めた強度検討を行い、強度検討書提出する。	[付加]	6.6.7 追補 特定天井等																			
6.3.2 付加 工法	a.既存壁の撤去並びに下地補修等の範囲は、仕上げ及び設計図による。 b.コンクリート間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 ※設計図による ・モルタル塗り c.既存コンクリート間仕切壁の撤去は、天井面+100mmまでとする。 d.既存部分コンクリート、モルタル及びプラスターの場合は、ひび割れ、浮き等を補修のうえ、所定の仕上げを行う。 e.既存のボード類を撤去しない場合は、損傷部を補修し、所定の仕上げを行う。ただし、傷みが著しい箇所はボードを張り替える。 f.既存壁と新規壁の取合い部で下地、仕上げが同じ場合は、目地処理のうえ、段差及びひび割れが生じないように入念に施工する。下地が異なる場合は、シーリング目地10×10mm程度又はビニル見切り縁を設ける。	[付加]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
4節 既存天井の撤去並びに下地補修		[付加]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
6.4.2 付加 工法	a.既存天井の撤去並びに下地補修等の範囲は仕上げ及び設計図による。 b.天井下地までの撤去の場合、天井裏配管配線の切断防止のため、撤去に先立ち天井内の確認を行う。	[付加]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
5節 木下地等		[付加]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
6節 軽量鉄骨天井下地		[付加]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
6.6.1 置換	a.この節は、改修工事におけるシステム天井以外の屋内外及び屋外の軽量鉄骨天井下地に適用一般事項とする。	[置換]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
6.6.2 [6.6.2(6)置換]	a.野縁等の種類 ※設計図による ・設計図によるほか、屋内は、改修仕様[6.6.1]による19形、屋外は6.6.6による。 ・改修仕様[6.6.1]により、屋内は19形、屋外25形とする。	[置換]	1)天井のふとこるが3mを超える場合の吊りボルトの水平補強、斜め補強は次による。 ・設計図による	[付加]	6.6.6 追補 屋外天井																			
施工																								
竣工																								
監理																								
施工																								
*表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 *表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">日建設計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">山梨県立中央病院 本館東側増築工事</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(意) (通し番号 20)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">21.08.10</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">改修工事特記仕様書(4)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 - 20</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">No. J - 200458 - A</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">No. J - 200458 - A</td> </tr> </table>							日建設計		山梨県立中央病院 本館東側増築工事		(意) (通し番号 20)		21.08.10		改修工事特記仕様書(4)		1 - 20		中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博		No. J - 200458 - A		No. J - 200458 - A	
日建設計		山梨県立中央病院 本館東側増築工事		(意) (通し番号 20)																				
21.08.10		改修工事特記仕様書(4)		1 - 20																				
中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博		No. J - 200458 - A		No. J - 200458 - A																				
*21.04.01 改訂 仕様書委員会 作成																								

7.2.3 鉄鋼面の下地調整	a.種別 ○RA種 ・RB種 ・RC種	改修種仕[表7.2.2]	12章 シックハウス対応	追補		15.3.4 先付け方式のアンカーボルト	a.頭付きアンカーボルトのベースプレートへの取付け要領は8.16.4による。 b.箱抜きアンカーを用いる場合は、かんばんし筋を用いるなど引抜きに対して有効な措置を講ずる。 c.アンカーボルトの露出部は、曲がり、ねじ山のつぶれ、錆及び汚れ等がないように適切な養生を行う。 d.インサート金物を木製型枠に取り付ける場合は、3本以上釘止めできるものとし、型枠解体後に釘を処理し錆止めを行う。 e.インサート金物は、工事種別(建築、電気、空調及び衛生等)ごとに色分けを行う。		
7.2.4 垂れつき鋼面の下地調整			13章 昇降機設備改修工事	追補		15.3.5 あと施工方式のアンカーボルト	a.金属系あと施工アンカーボルト 1)金属系あと施工アンカーボルトの施工時期は、コンクリートの強度が設計基準強度に達したのちとする。 2)躯体の誘発目地等コンクリートにあらかじめひび割れが予想される箇所の付近には、施工しない。 3)既にひび割れを生じている箇所では、ひび割れをコンクリートの積面とみなして必要なはしききを確認する。 4)穿孔用ドリルは、穿孔深さと直角度を保つことのできる治具を使用する。 5)穿孔中に鉄筋や配管が干渉し所定の穿孔ができない場合、監理者と協議のうえ穿孔位置変更等の措置を講ずる。 6)穿孔後の孔内は、取付け前に十分に清掃する。 b.接着系あと施工アンカーボルト 1)常時引張り力を受ける部位には原則として使用しない。 2)接着系あと施工アンカーボルトの固着剤は、カプセル型を原則とし、耐薬品性や耐熱性等の施工条件を考慮して選定する。 3)施工前のコンクリートの確認及びコンクリートの穿孔は、前a号)1)から6)による。 4)穿孔部は、十分乾燥したのち施工を行う。 5)横向き施工を行う場合は、専用の固着剤を使用する。 6)固着剤は冷暗所で保管し、使用期限を過ぎたもの及び流動性の变化したものは使用しない。 7)アンカーボルトは、埋込み部までねじを切ったもの又は異形棒鋼を使用する。カプセル型の場合は、先端角度45°内外でカットしたものを使用する。 8)取付け後、製造者の指定する時間内はアンカーボルトに荷重を加えない。 c.あと施工アンカーボルトの止水処理 雨掛りとなるあと施工アンカー部分では、取合い部分にシーリングを行い、止水処理を行う。 d.防水保護コンクリートへのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーとする場合は、防水層・鉄筋・埋設配管類に対し損傷影響がない旨の資料を作成し、監理者の承認を受ける。		
7.2.5 モルタル面及び プaster [付加] 面の下地調整			14章 機械式駐車設備改修工事	追補					
7.2.6 コンクリート面、 ALCパネル [付加] 面及び 押出成形セメント 板面の下地調整	a.コンクリート面及びALCパネルの下地調整の種別 ○RA種 ・RB種 ・RC種 b.ひび割れ部の補修の要否、範囲及び補修方法は、設計図及び4.1.4による。	改修種仕[表7.2.5]	15章 改修用アンカー金物取付け工事	追補					
7.2.7 せっこうボード面 及びその他ボード 面の下地調整	a.種別 ○RA種 ・RB種 ・RC種	改修種仕[表7.2.7]	1節 共通事項						
3節 錆止め塗料塗り			2節 材料						
4節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)			15.2.1 材料						
5節 クリアラッカー塗り(OL)			a.材料の品質は、次による。 1)頭付きアンカーボルトは、JIS B 1198による。 2)鉄筋アンカーボルトは、JIS B 3112又はJIS B 3117による。 3)基礎ボルトは、JIS B 1178による。 4)インサート金物は、鋼製又は鋳鋼製で錆止め処理を施したものであること。 5)あと施工金属系アンカーボルトのボルト部は、JIS B 3101・JIS B 3112又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。 6)あと施工接着系アンカーボルトのボルトは、JIS B 3101、JIS B 3112又はJIS B 4051による。固着剤は、エポキシ系樹脂、ポリエステル系樹脂又はセメント系とする。 7)水湿及び腐食のおそれのある部分に使用するアンカー金物は、ステンレス製(SUS304又はSUS316)又は溶融亜鉛めっき(付着量350g/m ² 以上)を施したものであること。 b.アンカー金物の露出部は、錆止め処理を行う。 c.材料・工法の指定 ・あり ・なし						
6節 フタル酸樹脂系エナメル塗り(FE)									
7節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)									
8節 耐候性塗料塗り(DP)									
9節 つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-B)									
7.9.2 コンクリート面、 モルタル面、プラ スター面、せっこ うボード面等 その他ボード面等 つや有合成樹脂エ マルシ [付加] ンペイント塗り	a.種別 1)新規 ○A種 ・B種 2)塗替え ○A種 ・B種 ・C種 b.塗替えの場合のしき止め ・設計図による ○種別がB種及びC種の場合は、工程-1の下塗りをしき止めシーラーとする c.厨房、浴室等高湿度となる室に用いる場合は、耐水、耐湿性に優れるものとする。	改修種仕[表7.9.1]	3節 施工						
7.9.3 木部つや有合成 樹脂エマルシ ンペイント塗り	a.種別 1)新規 ○A種 ・B種 ・C種 2)塗替え ○A種 ・B種 ・C種	改修種仕[表7.9.2]	15.3.1 材料・工法の選定						
7.9.4 鉄鋼面つや有り合 成樹脂エマルシ ンペイント塗り	a.種別 1)新規 ○A種 ・B種 2)塗替え ○A種 ・B種 ・C種	改修種仕[表7.9.3]	a.アンカー金物は、フレッシュコンクリートに打ち込む先付け方式を原則とする。やむを得ずあと施工方式による場合は、監理者の承認を受ける。 b.アンカー金物の種別、材料、形状及び寸法は、強さ、耐久性及び施工性等を考慮し、見本及び品質を証明する資料を提出して監理者の承認を受ける。 c.あと施工アンカー施工における有資格者の指定は、次による。 *指定あり ・指定なし 施工管理技術者 *あと施工アンカー技術管理士 ・あと施工アンカー主任技士 技師 *第1種あと施工アンカー施工士 ・特2種あと施工アンカー施工士 ・第2種あと施工アンカー施工士						
7.9.5 垂れつき鋼面つ や有り合成樹脂エ マルシ ンペイント塗り			15.3.2						
10節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)			a.アンカー金物に作用する外力は、次による。 1)地震力については、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」に準じて算定したものとす。ただし、建築物の構造体から吊り下げられる懸垂物の機器及び工作物等については、日本建築センター「懸垂物安全指針」を参照して定める。 2)風荷重については、「工事概要書 2-2 構造設計条件」により算出したものとす。 b.アンカー金物の許容引張り力、許容せん断力は、日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」[第4編 各種アンカーボルト設計指針]に準じて算定する。ただし、信頼できる資料によって所要の耐力を満足することが確認できる場合は、この限りでない。 c.日本建築センター「建築設備耐震設計 施工指針」による建築設備機器の耐震クラスの指定は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。 d.アンカー金物の最大耐力が、定着するコンクリート躯体のコーン破壊で決まる場合の安全率は、表15.3.1に示す値以上とする。 表15.3.1 アンカー金物の安全率						
7.10.2 合成樹脂エマルシ ンペイント塗り	a.種別 1)新規 ○A種 ・B種 2)塗替え ○A種 ・B種 ・C種 b.塗替えの場合のしき止め ・設計図による ○種別がB種及びC種の場合は、工程-1の下塗りをしき止めシーラーとする c.既存の天井ロックウール化粧吸音板面に用いる場合は、C種に準じて行う。	改修種仕[表7.10.1]							
11節 合成樹脂エマルジョン機線塗料塗り(EP-T)									
12節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UG)									
13節 オイルステイン塗り(OS)									
14節 木材保護塗料塗り(WP)									
15節 アルミニウム面の耐候性塗料塗り									
16節 ステンレス鋼面の耐汚染親水性ガラス質系クリアー保護塗料塗り(DPC)									
17節 その他の塗装									
8章 耐震改修工事									
9章 環境配慮改修工事									
10章 カーテンウォール改修工事									
11章 サイン改修工事									
施工			15.3.3 アンカー金物の埋込み						
竣工			a.振動を受けるアンカー金物について、あと施工方式による場合は、接着系あと施工アンカーの納付け方式とし、所定のボルト軸力を導入したのち二重ナットを設けるなど、振動による抜出しや緩みを生じないような措置を講ずる。 b.アンカー金物の埋込み長さ及び穿孔径は、製造者の仕様による。						
監理									
竣工									
			*表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 *表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。		中村 俊一 一級建築士 田上 慎也 一級建築士 後藤 三夫 一級建築士 馬場 雅博		日建設計	山梨県立中央病院 本館東側増築工事	意 (通し番号 21) 1-21
					21.08.10		改修工事特記仕様書(5)	No. J-200458-A	*21.04.01 改訂 仕様書委員会 作成

項目		建築	電気	空調	衛生	別	備考	項目		建築	電気	空調	衛生	別	備考	項目		建築	電気	空調	衛生	別	備考	項目		建築	電気	空調	衛生	別	備考				
共通	工事用の電力・上下水道・ガス既設分岐工事	○	○	○	○	○	各工事別	便所・浴室 湯沸室等	流し台・吊り戸棚・フード・洗面化粧台	○	○	○			設計図による	防災消火 設備等	消火栓ボックス			○					ファンコイルユニット・パッケージエアコン				○						
	工事用の電力・上下水道・ガス使用料金						○ 発注者負担		同上下地補強	○								同上起動用押しボタン・表示灯・電話	○							軽鉄ボード壁内 配管・配線	○	○	○					設計図による	
	工事用の電話引込工事						○ 発注者負担		同上給排水管接続工事									消火ポンプ制御盤（起動リレーとも）			○						天井内 配管・配線・ダクト （保湿材共）	○	○	○				設計図による	
	工事上の各種申請届出費用	○	○	○	○		各工事別		フードへのダクト 接続工事									同上制御盤までの一次側配管配線工事	○								再使用機器・器具	○	○	○				設計図による	
	既存上下水道・ガス管の撤去・同手続				○				電気湯沸器（配管接続とも）									同上以降の二次側配管配線結線工事			○						不用品または残存する備品							○	
停電作業時の仮設電源設置		○					同上一次側電気配管・配線工事	○							スプリンクラー・泡消火起動用圧カスイ			○																	
機械基礎	新設コンクリート 機械基礎（防水層改修のないもの）	○						化粧鏡450×600mm・糊	○						設計図による	同上制御盤（ポンプユニット）			○																
	新設コンクリート 機械基礎（防水層改修を伴うもの）	○						化粧鏡・糊・小便器隔て板・握り棒（前記以外のもの）	○							同上用電源工事	○																		
	同上アンカーボルト・箱入れ・埋込み	○	○	○	○		各工事別	各種器具据付用下地補強工事	○							給気ダンパー・同開放装置	○	○					設計図による												
	既設機械基礎撤去・床補修	○														同上用化粧ガラリ	○																		
既存躯体貫通	新設コンクリート 機械基礎鋼材・補強工事	○						電気室・発電機室・機械室・厨房のビット・マンホール・水槽等	○							給気ダンパー・排煙口連動装置	○																		
	梁・柱孔あけ部の埋設鉄骨・鉄筋・配管などのX線検査調査	○	○	○	○		各工事別	電気室・発電機室・機械室・厨房のビット・マンホール	○							排煙窓手動開放装置リミットスイッチ	○																		
	S・SRC・RC造梁の孔あけ・補強（100mmφを超えるもの）	○					建築工事以外の場合 は補強設計図による	屋内マンホール・側溝の躯体・鉄筋ふた	○							同上より、排煙口・防災監視盤までの配管配線結線工事	○																		
	RC造梁の孔あけ（100mmφ以下のもの）	○	○	○	○		各工事別	屋内マンホール・側溝の化粧ふた	○							特定防火 設備等	防火戸・防火シャッター・防火防煙シャッター・可動式防煙垂れ壁・建具・付属金属物・自動閉鎖（開放）装置・作動確認スイッチ・操作スイッチ	○																	
	RC造梁の孔あけ（100mmφを超えるもの）	○					各工事別	同上の化粧ふた	○	○	○				設計図による 仕上材取付けは建築																				
	S・SRC造梁の孔あけ	○					各工事別	既存排水槽の改善改修	○						設計図による																				
	既存コンクリート床・壁孔あけ部の鉄筋・埋設配管などのX線検査調査	○	○	○	○		各工事別	液面電極棒取付座				○	○			各種減速水警報・液面電極棒取付け																			
	既存コンクリート床・壁孔あけ（長辺150mm角以下のもの）	○	○	○	○		各工事別	同上電気配管配線工事	○							同上電動制御器・電源・予備電源・煙感知器・上記機器から防災盤までの電気配管配線工事	○																		
	既存コンクリート床・壁孔あけの補強（長辺150mm角を超えるもの）	○					建築工事以外の場合 は補強設計図による									シャッター操作ボタン・マグネットスイッチ用の二次側配管配線結線工事	○																		
	S・SRC造梁貫通鋼管スリーブ・補強	○						設備工事等	電動機・同据付け				○	○		その他	避雷設備・同接地工事	○																	
既存躯体以外の開口・貫通	新設コンクリート床・壁の貫通スリーブ・箱入れ	○	○	○	○		各工事別	一般制御盤・電動機端子までの電気配管配線工事	○							植栽工事	○																		
	同上補強（長辺150mm角を超えるもの）	○					各工事別	機器付属制御盤・二次側電気配管・配線工事	○	○	○					同上散水設備工事				○															
	同上貫通孔あけ箇所の孔埋め・補修	○	○	○	○		各工事別	各種機器の接地工事（冷凍機・ボイラー・パッケージ・ポンプユニットも含む） 冷凍機・冷温水発生機ボイラー・パッケージ等の遮断機作用・故障警報用リレー端子の取付け	○							同上灌水設備工事	○			○															
	天井付き各種器具の開口・取付枠・補強	○					曇出しは各工事別	同上より監視盤までの電気配管配線工事	○	○					設計図による	サイン工事	○																		
	壁・床の直付各種器具取付枠・補強	○					曇出しは各工事別	空調用自動制御機器・自動制御盤・同取付け調整	○							同上一次側配管配線工事	○																		
	工場製作箇仕切の開口・取付枠・補強	○					曇出しは各工事別	同上側の電気配管配線工事				○				大形サイン取付用下地補強	○																		
	現場製作箇仕切の開口・取付枠・補強	○					曇出しは各工事別	空調用自動制御盤への電源配管配線工事				○				ブラインド・ロールスクリーン								○											
	圍仕切壁開口部の孔埋め・補修	○	○	○	○		各工事別	同上より中央監視盤までの通信配管配線工事				○				ブラインドボックス・カーテンボックス	○																		
	ALCパネル・押出成形セメント板・孔あきPCパネル・ブロックの壁開口・補強	○					曇出しは各工事別	ガス漏れ警報器・受信盤・同電気配管配線工事	○							カーテンレール																			
	ガス緊急遮断弁							ガス緊急遮断弁					○			カーテン																			
点検口	外壁取付けガラリ	○						同上用受信盤・電気配管配線工事	○							消火器																			
	同上接続用アングル・防鳥ネット・ホッパー・開口補強	○						機械警備用センサー・同配線工事						○		同上設置用ボックス	○																		
	チャンバーボックス（保温工事含む、接続アングルとも）	○		○			設計図による	同上用配管工事	○							視覚障害者用誘導タイル・紙	○																		
	レタンガラリ	○		○			設計図による	機械警備監視盤																											
	点検口（天井・床）	○						センサー取付用裏箱（扉・枠とも）	○																										
	点検口（壁）	○						電話・LAN用配管・端子盤	○								解体・撤去（廃棄処分を含む）	内装仕上げ及び下地（床・壁・天井）	○																
排水工事	敷地内雨水排水工事	○			○		設計図による	同上配線・端子								同上に取付く設備機器類（スイッチ・コンセントプレート・照明器具・スピーカー・吹出し口・吸込口・排煙口・感知器など）	○																		
	屋内雨水排水工事	○						既存ダクト・配管など撤去・貫通部の孔埋め		○	○	○				造作類、固定された流し台、作業台、吊り戸棚、洗面バック、鏡、カウンター、揭示板、案内板、黒板、カーテンレール、洗面台など	○																		
	敷地内汚水・雑排水工事				○			ウエザーカーバー・ベントキャップ	○	○	○				設計図による	衛生器具（便器・洗面器・汚物流しなど）				○															
	屋内汚水・雑排水工事				○			設備用外壁貫通部のシール工事	○	○	○				各工事別	スプリンクラー・消火栓				○															

審工
竣工
監理
施工

中村 俊一 一級建築士
 田上 慎也 一級建築士
 後藤 三夫 一級建築士
 馬場 雅博

日建設計
 21.08.10

山梨県立中央病院
 本館東側増築工事
 見積区分表

（通し番号 22）
 1 - 22
 No. J - 200458 - A
 *20.12.01改訂 仕様書委員会 作成